

第6章 みどりの推進施策

- 6-1. 推進施策の基本的考え方
- 6-2. 計画の実現に向けた推進施策
- 6-3. みどりの重点プロジェクト
- 6-4. みどりの重点施策に対する数値目標

第6章 みどりの推進施策

6-1. 推進施策の基本的考え方

(1) みどりの保全に関する基本的な考え方

- ・ 自然環境の保全に関するこれまでの取り組みの継続・充実を基本とする。
- ・ 本市外周を取り巻く豊かな自然環境を保全し、みどりの景観と生物多様性の保全に配慮した健全な生態系の維持を図る。
- ・ 森林の健全な育成・保全、農地の健全な保全により、都市の環境保全機能や防災機能等の維持を図る。
- ・ 歴史的文化的な遺産と一体となった貴重な樹木・樹林地を保全し、本市の個性あるまちづくりに活かす。

○保全に関わる各種制度の運用

- ・ 現在、森林、農地、樹林地等に関わる各種制度（地域制緑地）による一定の行為規制等により守られているみどりについては、引き続き適切な運用と、保全・活用事業等により、維持・保全を図ります。
- ・ 生産緑地地区や保存樹・保存樹林については、市街地の貴重なみどりとオープンスペースとして適切な制度運用により、引き続き保全を図ります。

○保全に関わる事業・活動

- ・ 森林、農地がもつ環境保全機能や生物多様性保全機能、保健休養機能、学習機能等の多面的な機能を活用する事業展開を図ります。
- ・ 広大な森林や農地については、市民共有の資産であり、都市環境の良好な維持や市民生活に不可欠なものであるとの認識のもとに、市民との協働による保全・活用事業の推進を図ります。
- ・ 歴史的文化的な遺産等と一体となった市街地内の民有地の緑地については、所有者、市民と連携し、保全を図ります。

○保全に関わる人材育成・情報発信

- ・ 本市のみどりの資産を活かした環境学習や市民協働の取り組みに向け、みどりの管理に関わる人材育成等の推進を図ります。
- ・ みどりの資産や保全活動に関する情報発信により、多くの市民への周知・普及を図ります。
- ・ 生物多様性の保全活動に資する、継続的な生物情報の収集・整理・蓄積・発信に取り組みます。

■自然環境の保全に関する取り組み

みどり 取り組み		郊外の森林	市街化調整区域の 農地等	市街地の緑地	河川・水路、海岸
制度	法・条例に 基づく保全	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園 ・保安林 ・地域森林計画対象民有林 ・自然環境保全地域(県) ・里地里山等保全地域の選定(県) ・里地里山保全協定の認定(県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域 ・里地里山等保全地域の選定(県) ・里地里山保全協定の認定(県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区 ・生産緑地地区 ・史跡・天然記念物 ・保存樹・保存樹林(市) ・市民緑地、緑地協定 ・緑の環境保全地区(市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区 ・野生の生き物保護区(市)
事業・活動	みどりの 保全・活用 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域水源林整備事業 ・水源の森林づくり事業(県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園 ・農業体験事業 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致維持向上計画重点区域内における歴史的風致拠点施設の庭園の修景整備、史跡の環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原用水、荻窪用水等の保全・活用
	市民等との 協働による 保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・森林再生パートナー制度(県) ・協定に基づく里地里山保全活動(県) ・企業等との森林保全に関する協定 ・ふるさとの森づくり運動 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境再生プロジェクト ・農業者による都市住民との交流 ・協定に基づく里地里山保全活動(県) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・法・条例に基づく地域制緑地等による民有樹林地の保全活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸美化ボランティア活動 ・メダカのお父さんお母さん制度 ・コアジサシの郷づくり ・環境再生プロジェクト ・河川のアダプトプログラム 等
人材・情報	みどりの 保全に関する 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会 ・環境教育 等 			
	みどりに 関する情報 収集・発信	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の機能等に関する情報発信 ・プロジェクトに関する情報発信 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の機能等に関する情報発信 ・プロジェクトに関する情報発信 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの機能等に関する情報発信 ・保存樹・保存樹林に関する情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺・水面に関する情報発信 ・プロジェクトに関する情報発信
<ul style="list-style-type: none"> ・エコポスト ・市内の生き物情報の収集・整理・発信 等 					

※アンダーラインは、今後考えられる取り組み

(2) みどりの創出に関する基本的な考え方

- ・民有地の緑化推進については、市民の意欲を高めつつ、さまざまな支援策や協働事業を展開し、みどり豊かなまちづくりの実現を図る。
- ・民有地の緑化推進と併せて、公共施設の緑化の推進を図る。

○市街地における民有地緑化の推進

- ・市民の緑化意識の高揚、緑化への意欲の動機づけ、緑化を楽しむ技術の習得、自発的な緑化ルールによるまちづくりなど、知識から実践へ、私的な空間から公的な空間へと広がる施策の展開を図ります。

<普及・啓発・人材育成>

都市環境における緑化の重要性や意義、快適性、資産価値を高める緑化等に関する普及・啓発のための情報発信、緑化イベントや講演会、緑化方法などを学ぶための講習会等の開催。

<誘導>

モチベーションを高めるためのコンテストや表彰制度など緑化の誘導。

<支援>

植樹や花壇づくりに対する物的、資金的、人的支援。

<協定・認定>

一定の地域や団体と市との協定や、市民団体等による地域ぐるみの緑化計画の認定（まちづくりルール）。

<規制>

特に緑化が必要な特定の地区や建築物、一定規模以上などの特定の開発行為等における緑化の促進と緑化基準の運用

○市民等との協働の取り組み

- ・身近な公共施設の緑化とその維持・管理の活動を通じて、コミュニティづくりや健康増進等にも資する、市民等との協働の取り組みの推進を図ります。
- ・企業等のCSR活動として、自社敷地の緑化にとどまらず、道路や駅前広場など公的空間の花壇づくり等の緑化を受け入れる制度を創設します。

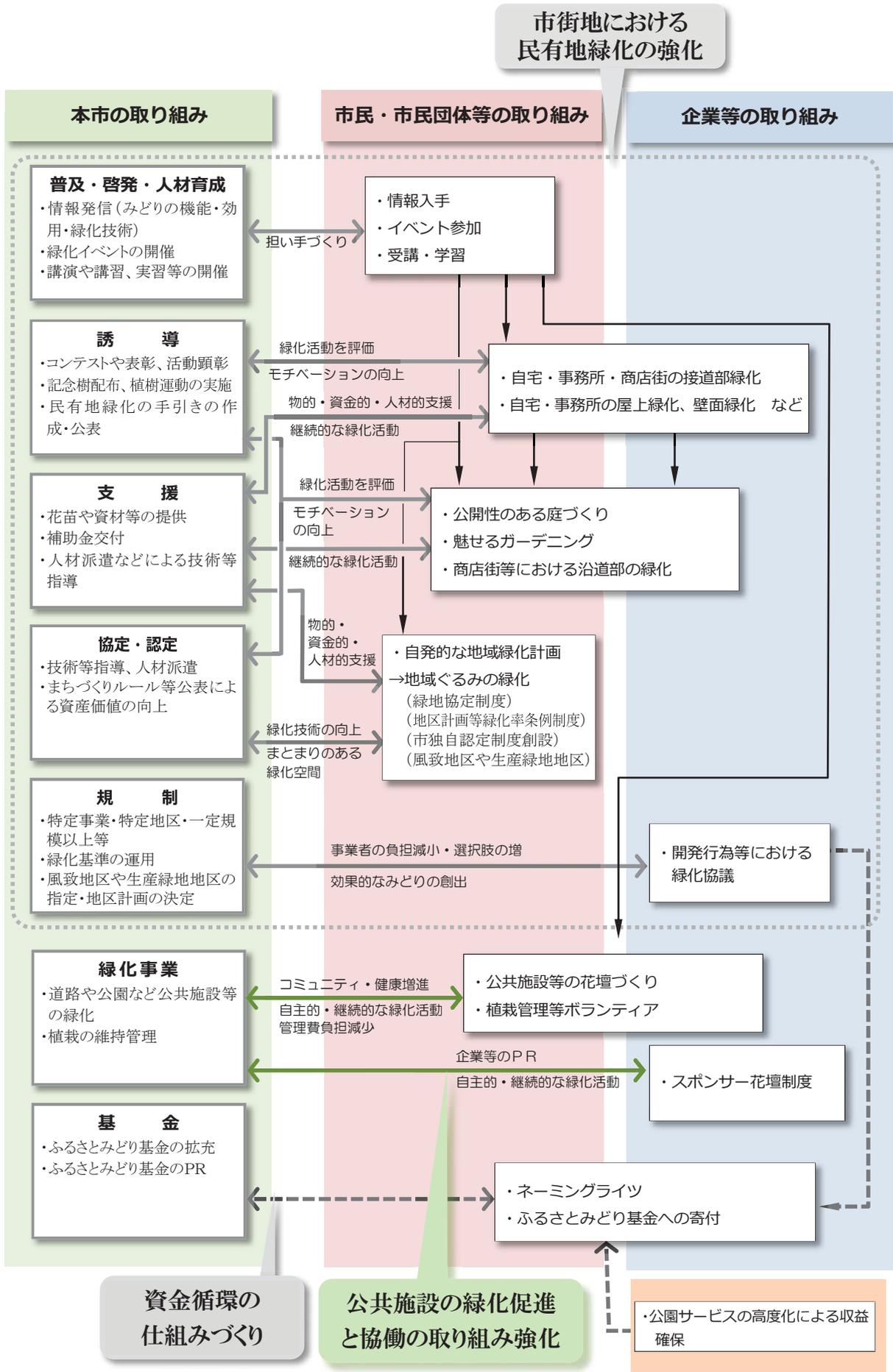
○公共施設の緑化推進と健全な維持管理

- ・道路をはじめ河川、教育施設、文化施設、コミュニティ施設、福祉施設等の公共施設の敷地において、積極的な緑化の推進を図ります。
- ・緑化推進に当たり、緑化率、緑化樹木、配植、緑化手法、維持管理手法等に関するガイドラインを作成し、本市としての緑化の質や量の統一的な方針を明確にします。

○緑化財源の確保

- ・市民等による緑化活動などを支える財源を確保するため、ふるさとみどり基金の利活用基準や体制を整え、資金循環の仕組みづくりに取り組みます。

■緑化の推進に関わるさまざまな方策と資金循環



(3) 都市公園の整備および管理の基本的な考え方

- ・人口減少などの社会情勢、既存の公園や広場の配置状況などを考慮した公園の整備と配置
- ・機能再編を目的として、地域特性や市民ニーズをふまえた都市公園の再整備
- ・多様な主体との協働の推進
- ・維持管理のトータルコストの縮減と平準化

○都市公園の均衡ある配置

- ・市内には、身近な街区公園が134箇所、総合公園などの大規模な都市公園は8箇所整備されており、市民一人当たり公園面積は小田原市都市公園条例による標準面積10㎡/人に対し、5.21㎡/人となっています。
- ・公園の新規整備にあたっては、一人当たり公園面積や誘致距離の地域格差が大きいことから、都市公園の均衡ある配置を第一として、公園未充足地区における公園の確保、および長期未着手となっている都市計画公園の見直しに取り組みます。公園未充足地区に該当しない地域の公園空白地や特定の機能が不足している地区では、必要に応じて整備していきます。
- ・長期未着手となっている都市計画公園（中央公園、板橋公園、河原公園のうち一部区域）の一部区域については、「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン（平成27年3月神奈川県策定）」に基づき、市域における公園配置状況を考慮し、社会経済情勢の変化や地域の実情等に応じた見直しを行います。

○公園再整備方針の策定と計画的な整備の推進

- ・30年以上を経過した街区公園が3分の1を超えており、また画一的な整備や市民のニーズとの乖離への対応が課題となっています。大規模な都市公園では、それぞれ特徴ある整備が行われていますが、小田原こどもの森公園わんぱくランド、羽根尾史跡公園以外はいずれも開園後20年以上を経過し、本格的な改修を行わないまま現在に至っています。
- ・再整備にあたっては、公園再整備方針を策定し、老朽化した施設の改修と併せ、社会動向や地域特性、市民のニーズなどをしっかりと把握し、機能再編等を目的とした再整備を行います。

○大規模な都市公園施設の長寿命化計画策定と計画的な改修

- ・大規模な都市公園には、温室、球場などの特殊な公園施設があります。これらの施設の全面改修には巨額な予算が必要であり、改修中は施設利用が出来なくなります。
- ・継続的な機能の発揮と維持管理のトータルコストの縮減や平準化を図るため、個別の長寿命化計画の策定により、メンテナンスサイクルを構築し、これに基づき維持管理を行います。

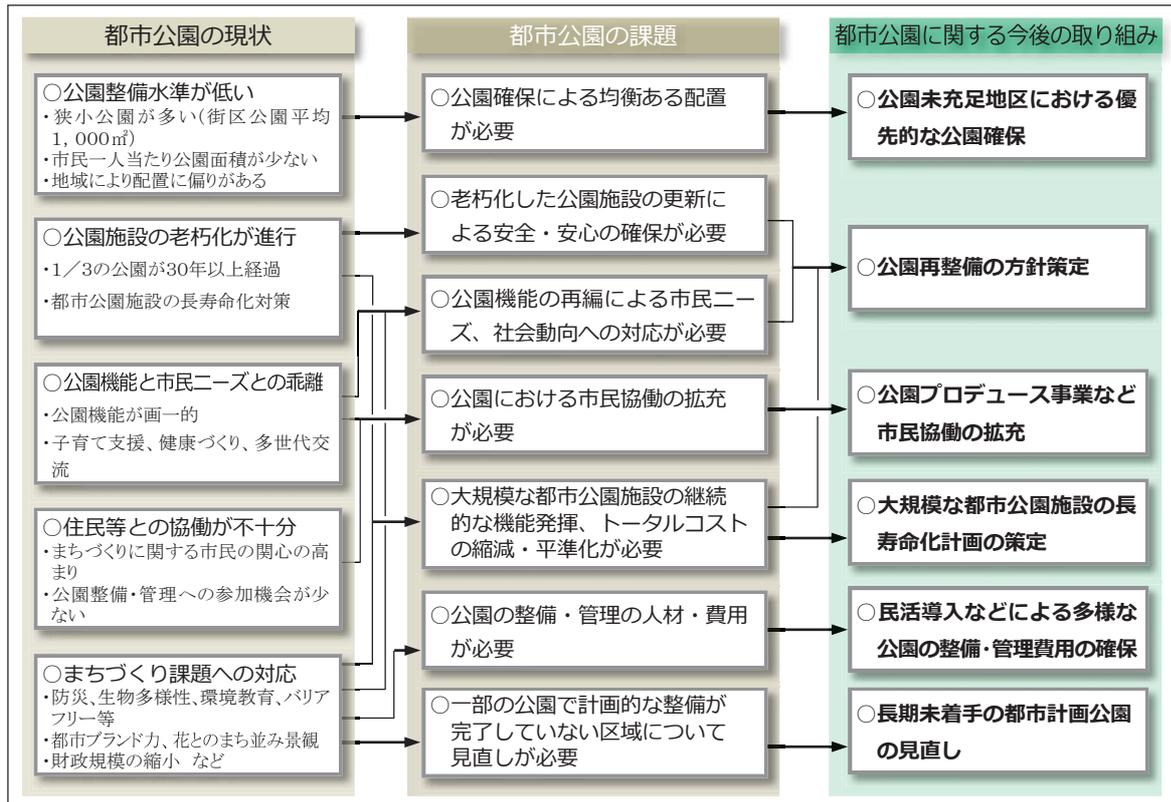
○市民協働による管理手法の拡充

- ・身近な公園で、市民による花壇づくりや除草・清掃などを行う「身近な公園プロデュース事業」を行っています。身近な公園の管理を市民が行うことで、地域の庭として楽しめる事業として拡充を図ります。

○都市公園の整備・管理への民間活力導入の仕組みづくり

- ・都市公園の指定管理者による自主事業の展開や、公園施設の設置管理許可制度、ネーミングライツ等、新たな公園の利活用を見出すため、民間活力の導入の検討を行います。

■都市公園の現状・課題と今後の取り組み



	大規模な公園	身近な公園
めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や市外の方からにも親しまれる満足度の高い公園 ○健康づくりや子育てなどにやさしい空間づくり ○特色を活かした公園の再整備 ○大規模災害発生時の復旧や支援活動の拠点 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域毎の均衡ある配置 ○公園管理などを通じた市民のコミュニティづくり ○老朽化した遊具更新やルールづくりによる安全・安心の確保 ○災害時の一時避難場所 など
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ○都市におけるみどりの拠点としての機能向上 ○都市ブランドの向上に寄与 ○観光客の市街地への回遊 ○災害発生時の支援活動による早期復旧 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の庭としての市民の満足度の向上 ○地域の活力向上 ○市民や市民団体等による協働 ○地域の防災・減災機能の向上 など

・都市計画公園の見直し

本市の都市計画公園のうち、中央公園(城址公園・城山公園)、河原公園、板橋公園の3箇所は公園として利用されていますが、一部長期にわたり整備に着手できていない区域があります。この区域については、「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン(平成27年3月神奈川県策定)」に基づき、必要性を検証したうえで見直しを行います。

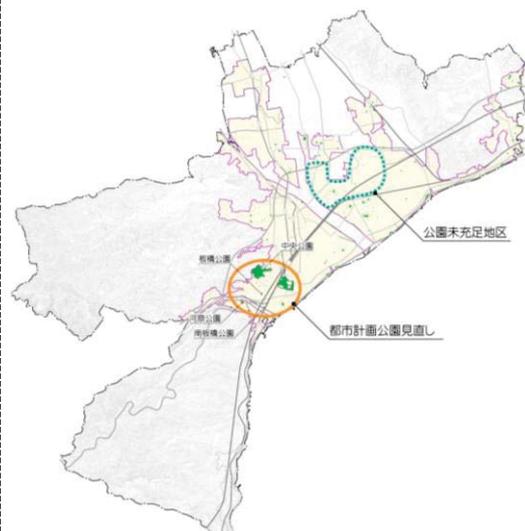
また、今後も必要に応じて、都市計画公園・緑地見直しのガイドラインに基づき見直しを検討します。

・公園未充足地区の解消

公園未充足地区とは、地区ごとに見た市民一人当たりの都市公園の面積、公園空白地の割合などの状況から特定した公園等としての機能が不足している地区のことです。

この地区には、遊休地や生産緑地地区などを活用した積極的な公園の配置を行っていきます。

都市計画公園の見直し対象となっている公園と公園未充足地区



6-2. 計画の実現に向けた推進施策

基本方針1

森・里・海のみどりと「つなぐみどり」を未来に継承します

1-1 “まちを取り巻くみどり”(森・里・海)を守り継承します。

市街化区域外周を囲む山地の「森林（森）」、市街化区域の外周に広がる「農地（里）」、相模湾に面した「海岸（海）」は、本市の地理的、景観的特性であり、都市の構造や文化を支えています。これらを「まちを取り巻くみどり」として守り、次世代へと継承します。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) まちを取り巻くみどり『森』の保全・活用						
①法・条例に基づく地域指定による森林等の保全・活用						
ア) 自然公園の指定と利用	継		○			
イ) 県自然環境保全地域の指定	継		○			
ウ) 保安林制度の適正な運用	継		○			
エ) 森林計画制度の適正な運用	継		○			
オ) 風致地区の適正な運用	継		○			
②市民等との協働による森林の保全・活用						
ア) 県水源の森林づくり事業の推進	継	○	○	○		
イ) 水源環境の保全・再生（地域水源林整備事業）	継	○		○		
ウ) 県森林再生パートナー制度の推進	継		○	○		
エ) 企業等との協定による森林保全の推進	継	○	○	○		
(2) まちを取り巻くみどり『里』の保全・活用						
①農地制度の適正な運用と農地保全						
ア) 農振・農用地区域の指定	継			○		
イ) 耕作放棄地の解消と営農環境の保全	継	○		○		
②農業・農村環境の多面的機能の活用						
ア) 農業への理解の促進と交流の推進	継	○		○		
(3) まちを取り巻く『海』の保全・活用						
①法に基づく地域指定による海辺のみどりの保全						
ア) 風致地区の適正な運用	継			○		
②海岸環境の保全・活用						
ア) 小田原漁港海岸環境整備事業の促進	継			○		
イ) 小田原地区特定漁港漁場整備事業の促進	継			○		
③海岸環境の美化						
ア) 海岸美化ボランティア活動等の支援	継	○		○		

※上表注 1)基本施策

2)取り組み時期

継:継続事業

短期:概ね当初5年

拡:拡充する事業

中期:概ね5~10年後

新:新規事業

長期:概ね10~20年後

(1) まちを取り巻くみどり『森』の保全・活用

①法・条例に基づく地域指定による森林等の保全・活用

■ア) 自然公園の指定と利用 継

- ・「自然公園法」に基づき、本市西側山地の市境付近763haは自然公園（富士箱根伊豆国立公園）に指定されています。区域全域が、風致を維持するために工作物の新增改築、動植物の捕獲・殺傷や植物の植栽・播種などさまざまな行為が規制される「特別地域」で、一定の行為に対しては国の許可が必要です。
- ・引き続き、神奈川県と連携して、適正な保護と利用を図ります。

■イ) 県自然環境保全地域の指定 継

- ・自然公園に隣接する区域1,101.6haは、神奈川県「自然環境保全条例」に基づき、自然環境を保全することが特に必要なものとして知事が指定する自然環境保全地域となっています。市域内は「普通地域」ですが、条例に規定する一定の行為について届出が必要です。
- ・引き続き、神奈川県と連携して、適正な保全を図ります。

■ウ) 保安林制度の適正な運用 継

- ・「森林法」に基づき、西部の山地と東部の丘陵に、水源涵養、災害防備（土砂流出防備・土砂崩壊防備・干害防備）、風致保安などの公益目的のために指定される保安林があります。それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制され、民有林における一定の行為については県知事の許可または届出が必要です。
- ・引き続き、神奈川県と連携して、保安林制度を適正に運用し、指定目的の達成に努めます。

■エ) 森林計画制度の適正な運用 継

- ・「森林法」に基づき、地域森林計画（県内の森林整備及び保全の基本的事項について県が定める）で対象とされている民有林（国が所有する国有林以外の森林）4,208haについて、小田原市森林整備計画において、伐採、造林、保育等の森林整備の規範となる基本的事項等を定めています。地域森林計画対象民有林（保安林以外）で行う場合には市への事前の届出が義務づけられるなど、市による森林状況の把握と必要により指導が行われ、また、森林において面積が1haを超える開発行為等を行うには、森林の有する公益的機能を阻害しないよう、県の林地開発許可が必要です。
- ・引き続き、神奈川県と連携して、民有林における適正な保全と利用の推進を図ります。

■オ) 風致地区の適正な運用 継

- ・本市南西部、江之浦地区の一部に広がる森林は、みどり豊かな自然環境を保全するため、風致地区に指定されています。風致地区内では建築物の高さや建ぺい率、壁面の後退距離のほか、緑地率が定められており、建築物の新增改築や宅地造成、木竹の伐採等の行為は市長の許可が必要です。
- ・引き続き、風致地区の適切な維持・保全のため、風致地区制度の適正な運用を図るとともに、地域の実情を勘案し、必要に応じて区域や種別の見直しを検討します。

②市民等との協働による森林の保全・活用

■ア) 県水源の森林づくり事業の推進 継

- ・森林は、木材価格の低迷等から林業経営が難しくなり、手入れの行き届かない森林が増え、水源涵養機能をはじめとした公益的機能の低下が懸念される状況になっており、緊急の対策

が必要となっています。

- ・そこで、神奈川県では、水源地域の森林を健全で活力ある状態に保ち、次世代に引き継いでいくために、公的な管理や支援により流域を単位とした面的・集中的な森林整備が図られるように、平成9年度から水源の森林エリアを設定し、「水源の森林づくり」に取り組んでいます。水源の森林づくり事業では5つの手法（協力協約、長期施業受委託、水源協定林、水源分収林、買取り）を行っています。
- ・引き続き、神奈川県と連携して、水源の森林づくり事業の推進を図ります。

■イ) 水源環境の保全・再生(地域水源林整備事業) 継

- ・本市では神奈川県からの補助金を活用し、計画的、主体的に森林の荒廃に歯止めを掛け、水源涵養など公益的機能を高度に発揮する森林をめざす地域水源林整備事業を実施しています。
- ・片浦・早川・大窪地域等は、地域の水源環境の保全・再生上重要な森林があることから、「小田原市森林整備計画書 平成25年4月1日～平成35年3月31日」に基づき、森林所有者や地元の生産森林組合等と連携を図り、その保全・再生について、推進を図ります。

■ウ) 県森林再生パートナー制度の推進 継

- ・神奈川県では、水源の森林づくりに対する企業などの参加協力の仕組みとして、森林再生パートナー制度を実施しています。これは、パートナーとなった企業などが、県の実施する森林整備もしくは森林所有者が実施する森林整備等の費用を負担（寄附）するとともに、県で準備したボランティアフィールドで間伐や枝打ちなどの森林整備をするものです。また、県が指定した森林を、ネーミングライツ森林として名称を設定することができます。県は、寄附によって進んだ森林整備による標準CO2吸収量を算定し、算定書を発行します。また、県で発行する地図にネーミングライツ森林の位置を表示するとともに、森林ボランティア活動の様子をホームページでPRします。
- ・市内では、鈴廣かまぼこ（株）が久野地区にネーミングライツ森林（26.46ha）を設定しています。
- ・引き続き、神奈川県と連携して、森林づくりの推進を図ります。

■エ) 企業等との協定による森林保全の推進 継

- ・本市では、みどりに関する企業のCSR活動を推進するため、企業・共有林の管理に関わる事務組合・市の3者による森林の保全に係る協定を締結し、森林の大切さを学ぶ講座などを開催したり、企業の従業員や家族による間伐や下草刈りなど森林の保全活動を推進しています。
- ・引き続き、企業等のCSR活動に対する取り組みを支援しながら、森林保全の推進を図ります。

(2) まちを取り巻くみどり『里』の保全・活用

①農地制度の適正な運用と農地保全

■ア) 農振・農用地区域の指定 継

- ・「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域内において農業上の利用を確保すべき土地として指定された農用地区域については、その地域の一体としての農業の振興を図るために、農地の転用制限を含む農業の保護措置が取られています。
- ・引き続き、「農地法」や「農業振興地域整備計画」に基づき、農業生産基盤の整備および違反

転用の防止や遊休農地の解消等、農用地の保全等に努めます。

■イ) 耕作放棄地の解消と営農環境の保全 継

- ・全国的な課題として存在する、輸入農産物の増加等に伴う農産物価格の長期低迷、生産者の後継者不足、高齢化に伴う労働力の低下等の問題から、本市においても、耕作放棄地が増加する傾向にあります。
- ・その対応策として、営農環境を保全するための共同活動や、耕作放棄地を解消させる取り組みの支援を実施します。

②農業・農村環境の多面的機能の活用

■ア) 農業への理解の促進と交流の推進 継

- ・本市では、食と農業とのつながりを見つめなおし、農業に対する市民等の理解を深め、市民等と農家との交流によりお互いを学び合える取り組みとして、関係団体と連携して、地域の子どもたちとの農業体験や米や梅の収穫体験などを実施しています。
- ・また、本市の農村が都市と隣接することから、農村の地域資源を活用して片浦地区、早川地区、曾我・下曾我・田島地区では「みかんの木オーナー制度」、下中地区では「たまねぎのオーナー制度」を実施しています。
- ・引き続き、関係団体と連携しながら活動を実施します。また、農業者による都市住民との交流事業や小学校と連携した学校農園の取り組みの支援を実施します。

(3) まちを取り巻く『海』の保全・活用

①法に基づく地域指定による海辺のみどりの保全

■ア) 風致地区の適正な運用 継

- ・相模湾に面する海岸の風致を維持するため、前川地区から江之浦地区にかけての海岸沿いは、風致地区に指定されています。風致地区内では建築物の高さや建ぺい率、壁面の後退距離のほか、緑地率が定められており、建築物の新增改築や宅地造成、木竹の伐採等の行為は市長の許可が必要です。
- ・引き続き、風致地区の適切な維持・保全のため、風致地区制度の適正な運用を図るとともに、地域の実情を勘案し、必要に応じて区域や種別の見直しも検討します。

②海岸環境の保全・活用

■ア) 小田原漁港海岸環境整備事業の促進 継

- ・御幸の浜周辺の海岸は、昭和23年から昭和63年の40年間で、海岸線の後退が約20mにもおよび、海水浴場の砂浜の減少、海岸背後地の家屋に対する危険性が生じました。このため、神奈川県では平成元年度から小田原漁港海岸環境整備事業に着手し、御幸の浜から山王川にかけての約1.6kmの間に、突堤や人工リーフなどの海岸保全施設の整備を行うとともに、酒匂川の飯泉取水堰に堆積した砂を使って養浜を行っています。
- ・また、平成27年3月に小田原海岸を含む「相模灘沿岸海岸保全基本計画」（神奈川県策定）の改定が行われ、小田原漁港海岸の整備の方針として、浜町・本町地区はモニタリングを行いながら、砂浜の維持管理など必要に応じ適切な管理を行い、より良い海岸環境を創造するとともに海岸利用を促進し、景観への配慮にも努めていくこととしています。

- ・引き続き、神奈川県と連携し、整備の促進を図ります。
- イ) 小田原地区特定漁港漁場整備事業の促進 継
- ・本事業は、平成14年に神奈川県が策定した「小田原地区特定漁港漁場整備計画」に基づき、「水産資源の持続的利用と良質な水産物を安全で効率的に供給する体制の整備」、「水産資源の生息環境となる魚場等の積極的な保全、創造」、「水産業の振興を核とした良好な生活環境の形成を目指した漁村の総合的な振興」を目的に掲げ、漁獲物の一次加工や鮮魚、活魚の安定出荷など新たなニーズに対応した供給体制を確立するため、西側に埋立を含む用地造成や臨港道路等の整備が進められており、蓄養水産物の陸揚げ作業と加工、流通の効率化を推進することとしています。
- ・本市では、同計画地内において、交流人口を拡大させることで水産の振興と活性化を図る拠点として、交流促進施設や多目的広場の整備を図るなど、県事業との一体的な土地利用を進めています。
- ・引き続き、神奈川県と連携し、整備の促進を図ります。

③海岸環境の美化

■ア) 海岸美化ボランティア活動等の支援 継

- ・(公財)かながわ海岸美化財団を中心に、自治会やNPO法人等と市民とが一体となり、海岸清掃活動に取り組んでいます。本市は、ボランティア活動用の回収袋の提供や回収物の運搬処分をするなどして、この活動の支援を実施しています。
- ・引き続き、これらの海岸美化ボランティア活動等の支援を実施します。

【公益財団法人 かながわ海岸美化財団】

海岸清掃の拠点として、神奈川県および相模湾沿岸13市町の協調行政の一環として設立された経緯をふまえ、これらの機関と緊密な連携のうえ、横須賀市走水海岸から湯河原町湯河原海岸までの150kmの自然海岸、河川河口部、海岸砂防林の行政区域を越えた一体的・効率的な清掃を実施している。

○海岸清掃事業費の負担区分

- ・海岸の通常の清掃に要する経費：神奈川県と関係市町との均等負担
- ・台風等による海岸の緊急清掃に要する経費：神奈川県
- ・海岸砂防林および河川河口部分の清掃に要する経費：神奈川県

○ごみの処理・処分

- ・財団が清掃したごみの処理・処分は、ごみの発生した市町において行う。
- ・ごみの処理・処分の手数料は、原則として無料とし、これによりがたい場合は、神奈川県と関係市町で協議する。

1-2 郊外に立地する大規模な都市公園や緑地、里山を守り継承します。

市街化区域の外周に広がる西部山麓や大磯丘陵林縁部の大規模な都市公園や梅林、里山などが市街地を取り囲み、みどりの稜線をつくっているのが本市の特徴です。

これらは都市計画マスタープランにも“緑と文化の軸”と位置づけており、未来に引き継ぐ市民の財産として守り活かします。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) まちを取り巻くみどりの拠点育成						
①法に基づく地域指定による自然環境の保全・活用						
ア) 石垣山一夜城歴史公園の保全管理・適切な活用の推進	継		○			
②森林の総合利用						
ア) いこいの森の保全・活用の推進	継	○	○			
③大規模な都市公園の再整備						
ア) 小田原こどもの森公園わんぱくらんど・小田原フラワーガーデン・上府中公園などの再整備の推進	新		○			
イ) 羽根尾史跡公園の利用促進と再整備	拡		○			
④県立おだわら諏訪の原公園の整備事業の促進						
ア) 県立おだわら諏訪の原公園の整備事業の促進	継		○			
⑤曾我の梅林の保全・活用						
ア) 梅林の観光レクリエーション利用の促進と支援	継	○	○			
(2) まちを取り巻くみどりの保全・再生						
①市民等との協働による保全・再生						
ア) 環境再生プロジェクトの推進	継	○	○			
イ) ふるさとの森づくり運動の推進	継	○	○			
ウ) 里地里山活動の支援（里地里山活動協定）	継	○				
②里地里山の保全に関する普及・啓発						
ア) 森や木に親しむイベントの開催	継	○	○			
イ) 自然観察会開催事業の推進	継	○	○			
ウ) 環境教育事業の支援	継	○	○			

※上表注 1)基本施策

2)取り組み時期

継:継続事業

短期:概ね当初5年

拡:拡充する事業

中期:概ね5~10年後

新:新規事業

長期:概ね10~20年後

(1) まちを取り巻くみどりの拠点育成

①法に基づく地域指定による自然環境の保全・活用

■ア) 石垣山一夜城歴史公園の保全管理・適切な活用の推進 継

- ・富士箱根伊豆国立公園区域内に位置する当公園は、16世紀末の本格的な総石垣造りの山城で、小田原城と並ぶ本市の貴重な遺跡であり、国指定史跡「石垣山」に指定されています。市街地を一望のうちに収める眺望の地ともなっています。
- ・引き続き、自然公園および史跡としての保全管理と適切な活用の推進を図ります。

②森林の総合利用

■ア) いこいの森の保全・活用の推進 継

- ・いこいの森は、森林の持つ機能や役割についての理解を深めるとともに、森の中の休養、体験学習、交流の場を提供しています。
- ・引き続き、小田原こどもの森公園わんぱくらんどなど、周辺の公共施設や小中学校を中心とした教育機関、地域の林業関係者等との連携を図り、森とのふれあい施設として、保全と活用の推進を図ります。

③大規模な都市公園の再整備

■ア) 小田原こどもの森公園わんぱくらんど・小田原フラワーガーデン・上府中公園などの再整備の推進 新

- ・市内の大規模な都市公園のほとんどは、市街化区域の縁辺部に位置しています。このうち、小田原こどもの森公園わんぱくらんどが開設後15年、羽根尾史跡公園が開設後13年と比較的近年整備されたものですが、その他の公園はいずれも、開設から20年以上経過しています。
- ・小田原こどもの森公園わんぱくらんど・辻村植物公園・小田原フラワーガーデン・上府中公園の4公園は、老朽化した公園施設の改修に加え、社会背景の変化を反映した新たな市民ニーズへの対応、将来にわたって必要な機能を発揮し続けるためのインフラの長寿命化、利用者サービスの高度化など、さまざまな課題を抱えています。また、市を代表する都市のみどりの拠点として、市民により親しまれる公園とするとともに、観光資源として各公園の特性を生かす取り組みが必要となっています。
- ・安全・快適に利用できる公園空間の提供に向け、良好なみどりの環境の保全・活用について、今後の整備や管理運営の方向を定め、これに基づき計画的な再整備に取り組めます。

■イ) 羽根尾史跡公園の利用促進と再整備 拡

- ・羽根尾地区を含む旧橋地区には160基以上の横穴墓（よこあなぼ）が確認されており、久野諏訪ノ原丘陵の久野古墳群とともに、小田原市域の古墳文化を今に伝える貴重な遺跡として、その一部は市の史跡として保存されています。公園内には、6世紀後半の古墳時代後期から8世紀の奈良時代にまでおよぶ、横穴墓29基が現存しています。この公園は、上の四阿（あずまや）から相模湾を一望でき、天気の良い日には遠く房総半島も見渡すことができる丘陵地に位置していることから、説明板の設置やパンフレットの作成などにより、利用促進に取り組んでいます。
- ・引き続き、羽根尾地区の古墳文化を学ぶ拠点として、利用の促進を図りながら、さらなる利用者の増加を目指して再整備に取り組めます。

④県立おだわら諏訪の原公園整備事業の促進

■ア) 県立おだわら諏訪の原公園整備事業の促進 継

- ・県立おだわら諏訪の原公園は、「ふるさとふれあい公園」をテーマに、里山の自然や生活文化とのふれあいを通じて、遊びながら「学ぶ」、「発見する」喜びを体験できる公園を目指しています。園内には、足柄平野が一望できる「展望広場」、開放感あふれる芝生の「多目的広場」、太陽光発電や屋上緑化を取り入れた環境共生型の「パークセンター」、県立都市公園最長（169m）の「ローラー滑り台」などがあり、平成27年4月時点で約15.4haが開

園しています。

- ・同公園と小田原フラワーガーデンとが隣接する立地を活かした市民サービスの向上が図られるよう、神奈川県と連携し、整備事業の促進を図ります。

⑤ 曾我の梅林の保全・活用

■ア) 梅林の観光レクリエーション利用の促進と支援 継

- ・本市で開催されている梅まつりの時期には、市内行事としては最多の約40万人の集客があり、その中心的な観梅の場が「曾我の梅林」となっています。
- ・引き続き、かながわブランド農産物に指定されている梅の栽培と梅まつり等のイベント開催の支援を実施します。

(2) まちを取り巻くみどりの保全・再生

① 市民等との協働による保全・再生

■ア) 環境再生プロジェクトの推進 継

- ・本プロジェクトは、市民の身近な環境（環境美化活動、緑化活動、里地里山や生態系の保存など）を市民との協働で進めるためのプロジェクトです。地域の豊かな自然環境を守り育て、あわせて持続可能な新しい環境改善の地域文化を創造することを目指し、身近な環境再生の取り組みを推進しています。
- ・引き続き、環境再生プロジェクトの推進を実施します。

■イ) ふるさとの森づくり運動の推進 継

- ・本市では、平成15年から、毎年3月に「ふるさとの森づくり運動」実行委員会主催の植樹イベント“みんなの森をつくろう！”を開催し、公募市民や近隣の小学校の児童、保護者等の参加による「ふるさとの森づくり運動」を行っています。水源地域に広葉樹を植林し、森林内での活動を通じて、森林に親しみ、森林に対する正しい知識と理解を深めるものです。近年は、いこいの森隣接地などで、植林活動を実施したり、植林地の下草刈りなどの作業を実施しています。
- ・引き続き、ふるさとの森づくり運動の推進を図ります。

■ウ) 里地里山活動の支援（里地里山活動協定） 継

- ・平成20年4月に制定された「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づき、本市では久野、東栢山、上曾我の3地域が「里地里山保全等地域」として選定されています。それぞれの地域で活動することにより、各地域の団体が県と市から支援を受けながら、協定地における里地里山の保全や体験活動に積極的に取り組んでいます。
- ・引き続き、地域の団体が活動を継続できるよう、里地里山活動の支援を実施します。

【神奈川県 里地里山の取り組み】

里地里山は、農林業の生産の場というだけでなく、良好な景観が形成されたり、さまざまな生物が生息していたり、災害を防止したり、伝統的な生活文化が伝承されていたり、環境学習や自然体験の場にもなったりと、多面的な機能を発揮しています。

本県の特徴として、都市の近くに里地里山が存在しているため、県民の多くが、この多面的な機能の恵みを享受していることとなります。したがって、里地里山の保全等が促進されることにより、県内の良好な自然環境が形成され、豊かな県民生活の確保につながるものと考えています。

こうしたことから、里地里山の保全等を促進するため、県では平成20年4月1日に「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」を施行し、さまざまな取り組みを実施しています。

②里地里山の保全に関する普及・啓発**■ア) 森や木に親しむイベントの開催** 継

- ・本市では、夏休み期間を「きまつりー森と木に包まれる夏ー」とし、市内各所で森や木に関連するイベントを開催しています。この期間を中心に、木材利用拡大に向けた取り組みや「木育」活動の一環として、親子・地域とのふれあいや絆の育成の場を提供し、併せて森や木の大切さを広く認識してもらうことを目的としています。
- ・引き続き、森や木に親しむイベントの開催に取り組みます。

■イ) 自然観察会開催事業の推進 継

- ・団体などが主催となり、本市に生息する植物や昆虫などについて、観察会や講演会等が開催されています。
- ・引き続き、自然観察会の開催の支援を実施します。

■ウ) 環境教育事業の支援 継

- ・環境再生プロジェクトなど、地域や市民団体が進めている水源林の保全・再生活動への参加を通して、子どもの森林保全意識や資源の地域内循環（地域産材の利用）への関心を高めるため、市内の小中学校や市民の方を対象とした環境教育を実施しています。
- ・また、きらめき出前講座など、ソフト面で学校における環境教育を支援しています。
- ・引き続き、環境教育事業の推進を図ります。

1-3 “水と緑のネットワーク”の形成の促進を図ります。

酒匂川、狩川、早川などの河川や豊富に存在する小水路など、多様な水辺空間を有することも本市の特徴であり、市民の身近な憩いの場や多様な生物の生息空間となっています。

これらの水辺のみどりの空間は、「森」、「里」、「海」そして「まち」をつなぐみどりとして、その充実を図り、郊外の大規模な都市公園や緑地と併せて“水と緑のネットワーク”を形成することで、一体的に保全を図ります。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 生物生息空間の保全						
① 条例に基づく地域指定による野生の生き物の保護						
ア) 酒匂川水系のメダカの生息地、コアジサシの郷の保護	継		○			
② 生物生息環境の保全・種の保存						
ア) 特定外来生物の除去	継	○	○			
イ) メダカのお父さんお母さん制度の推進	継	○	○			
ウ) コアジサシの郷づくり事業の推進	継	○	○			
エ) サシバが営巣できる環境の再生（休耕田の復活）	継	○	○			
オ) 酒匂川水系保全事業の推進	継	○	○			
(2) 水辺の快適な景観形成とふれあいの場の提供						
① 水辺の環境再生・美化						
ア) 環境再生プロジェクト（酒匂川植栽事業）の推進	継	○	○	○		
イ) 河川のアダプトプログラムの推進	継	○	○	○		
② 水辺の親水機能等の保全・創出						
ア) 河川環境整備事業の推進	継		○			
③ 水路等の歴史的文化的な遺産の継承						
ア) 小田原用水、荻窪用水等の保全・活用	継	○	○			

※上表注 1)基本施策

2)取り組み時期

継:継続事業

短期:概ね当初5年

拡:拡充する事業

中期:概ね5~10年後

新:新規事業

長期:概ね10~20年後

(1) 生物生息空間の保全

① 条例に基づく地域指定による野生の生き物の保護

■ア) 酒匂川水系のメダカの生息地、コアジサシの郷の保護 継

- ・酒匂川水系に生息するメダカは固有の遺伝子を持つ野生種で、絶滅危惧Ⅱ類（環境省。絶滅の危険が増大している種）に指定されています。また、夏鳥のコアジサシも、市内において見ることができ、こちらも絶滅危惧Ⅱ類に指定されています。
- ・本市では、「緑と生き物を守り育てる条例」に基づき、「酒匂川水系のメダカの生息地」と「コアジサシの郷」を「野生の生き物保護区」として指定しています。
- ・引き続き、酒匂川水系のメダカの生息地とコアジサシの郷の保護に努めます。

②生物生息環境の保全・種の保存

■ア) 特定外来生物の除去 継

- ・在来生物の保護のため、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的として「特定外来生物による生態系等の被害の防止に関する法律」が定められています。本市では、アライグマやブラックバス、オオキンケイギクなどが確認されており、捕獲等に取り組んでいます。
- ・引き続き、特定外来生物の除去による生態系等の維持に取り組めます。

■イ) メダカのお父さんお母さん制度の推進 継

- ・メダカに関する種の保存を目的に、メダカのお父さんお母さんを募集し、家庭などで飼育に取り組んでもらうメダカのお父さんお母さん制度を平成11年から開始し、登録者は延べ1,700世帯を超えています。
- ・引き続き、本制度によるメダカの保護育成に対する意識の啓発に取り組めます。

■ウ) コアジサシの郷づくり事業の推進 継

- ・コアジサシは4月初旬から飛来し、7月中旬に渡りが始まるまで、酒匂川で営巣・子育てを行います。本市では保護区指定のほか、良好な環境で子育てできるよう、市民参加により、営巣地となる酒匂川の中州の環境整備を行ってきました。
近年は頻発する大雨や天敵のチョウゲンボウの増加などで、安定した子育て環境が得られず、飛来数が減少し、保護区では営巣する姿が確認されていませんが、保護区上流の県立大井高等学校前の中州では営巣が確認されているため、コアジサシの観察会を開催しています。
- ・引き続き、コアジサシの郷づくり事業の推進を図ります。

■エ) サシバが営巣できる環境の再生（休耕田の復活） 継

- ・水田は多様な生物の生息場所となる身近なみどりですが、近年は後継者不足などによる耕作放棄地が増えています。
本市沼代では市民活動団体である「サシバプロジェクト（日本野鳥の会有志）」が、サシバが営巣できる環境の再生を目指し、休耕田の草刈や田植えのイベントの開催など、休耕田を水田として復活させる活動を行っています。
- ・引き続き、サシバプロジェクトの支援を実施し、サシバが営巣できる環境の再生に取り組めます。

■オ) 酒匂川水系保全事業の推進 継

- ・酒匂川水系保全協議会では、酒匂川の豊かな自然環境を将来の世代へと引き継ぐための取り組みを推進しています。会員は、酒匂川流域自治体関係（神奈川県、静岡県、小田原市など16団体）、農林漁業・水利関係者9団体、工場・事業場・砂利関係者64団体、計89団体となっています。（平成27年3月）
- ・流域が一体となって、「アユの放流体験」、「環境保全講演会」、「酒匂川フォトコンテスト」などを実施しています。
- ・引き続き、酒匂川水系環境保全事業の推進を図ります。

(2) 水辺の快適な景観形成とふれあいの場の提供

①水辺の環境再生・美化

■ア) 環境再生プロジェクト(酒匂川植栽事業)の推進 継

- ・酒匂川植栽事業は、環境再生プロジェクトの一環として進められている事業の一つです。市のシンボルであり、豊かな恵みをもたらす酒匂川の美化保全活動として、酒匂川左岸の小田原大橋付近の土手において、市民や自治会、企業や団体と連携し、植栽管理を行い“ごみを拾う”から“ごみを捨てさせない”環境づくりの意識を高めています。
- ・引き続き、環境再生プロジェクト(酒匂川植栽事業)の推進を図ります。

■ウ) 河川のアダプトプログラムの推進 継

- ・柳新田、小八幡川、下菊川、鬼柳桑原排水路で、草刈りやごみ拾いなど市民参加による河川の美化活動を実施しています。
- ・引き続き、これらの美化活動を通して、河川環境の維持に対する意識の啓発を行うとともに、市民参加によるアダプトプログラムの推進を図ります。

②水辺の親水機能等の保全・創出

■ア) 河川環境整備事業の推進 継

- ・本市北部に広がる田園地域を縦横に走る水路は、地域の骨格をなす空間であり、水郷のような景観を呈しています。水路は水田を潤すだけではなく、動植物の生息空間等としても重要な働きをしています。
しかしながら、地区のなかには耕作者の高齢化により耕作放棄地が見受けられるなど、このままの状態が放置されると水路周辺も荒廃し、水質や動植物への悪影響が懸念されています。
- ・そこで水質の改善効果の予測や自然浄化・水循環の機能等、環境機能向上を前提とした護岸の整備計画を広域的に策定し、今後「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づく水源環境保全・再生特別交付金を受け、河川環境整備事業(多自然水路整備計画策定等)を進めることとしています。
- ・引き続き、他の地区においても、自然環境に配慮した河川環境整備事業の推進を図ります。

③水路等の歴史的文化的な遺産の継承

■ア) 小田原用水、荻窪用水等の保全・活用 継

- ・本市には、早川を水源とする戦国時代の小田原用水と、江戸時代の荻窪用水の2つの用水が、市街地を流れています。荻窪用水は、平成17年に疏水百選(農林水産省)に選定され、同省がPRする「水土里の路疏水百選ウォーキング」のなかで、「荻窪用水散策コース」を案内しています。
- ・小田原用水や荻窪用水は、NPOなどの民間団体によりガイドブックの発行や用水を訪ねるイベントが行われ親しまれています。
- ・これらの歴史的な土木遺構は、本市のまちの歴史の伝承、潤いのあるまちづくり、生物生息環境の保全など、さまざま役割を発揮する遺産となります。
- ・引き続き、市民と協働し、小田原用水、荻窪用水の保全・活用に努めます。

基本方針2

まちに潤いと賑わいをもたらすみどりを創出します

2-1 生活に潤いをもたらす、みどりのまちづくりを進めます。

みどり豊かなまちづくりの実現には、市内の土地の大半を占める民有地の緑化の推進が欠かせません。戸建て住宅を含む民有地の接道部（道路から見える部分）の緑化を支援し、「公開性」、「公共性」のあるみどりを増やしていくことで、生活に潤いをもたらすまち並みの形成とまちの価値の向上を図ります。

また、建築物をはじめ、河川や街路樹の植栽された道路など、市内各地で地域の顔となる公共施設において、積極的な緑化の推進を図り、まち並みの景観や住環境に好ましい街路樹のあり方を地域住民とともに検討するなど、「みどりの量」だけでなく「みどりの質」の向上とそれを維持する取り組みを進めます。

基本施策		取り組み主体			取り組み時期		
		市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 法や条例に基づく民有地における緑化推進							
① 民有地の緑化推進制度							
	ア) 開発事業等における植栽地の確保	継	○	○			
	イ) 工場立地法による緑地等の整備	継	○	○			
	ウ) みどりの協定の締結	継	○	○			
	エ) 風致地区の適正な運用	継		○			
	オ) 生産緑地地区の保全	継	○	○			
	カ) 地区計画の適正な運用と地区計画等を活用した緑地の保全・創出	継	○	○			
② 緑化関連制度の見直し検討							
	ア) 緑と生き物を守り育てる条例見直し	新		○			
	イ) 開発事業に係る手続及び基準に関する条例・施行規則・運用基準の見直しの検討	新		○			
(2) 市民によるみどりのまちづくり推進							
① 民有地緑化の支援							
	ア) 「(仮称)民有地の緑化の手引き」の作成・普及	新		○			
	イ) 民有地緑化支援制度等の創設	新		○			
	ウ) 市民等による「(仮称)みどりの地域づくり提案制度」の創設	新	○	○	○		
	エ) 都市廊政策による緑化の推進	継	○	○	○		
② 空き地・未利用地緑化の仕組みづくり							
	ア) コミュニティガーデンづくりの支援	新	○	○	○		
③ 水路等の歴史的文化的な遺産の継承							
	ア) 小田原用水、荻窪用水等の保全・活用（再掲）	継	○		○		
(3) 緑化モデルとしての公共施設の緑化推進							
① 公共施設の敷地の緑化							
	ア) 「(仮称)公共施設緑化ガイドライン」の作成と緑化推進	新		○			
	イ) 市立学校等の校庭（園庭）の芝生化の推進	継	○	○			
	ウ) 植栽の適切な管理の推進	拡		○			
② 道路空間の緑化（街路樹の整備・管理の再構築）							

基本施策			取り組み主体			取り組み時期		
			市民等	企業	行政	短期	中期	長期
③市民協働によるみどりの整備・管理	ア) 「(仮称)街路樹の整備・維持管理ガイドライン」の作成	新			○			
	イ) 街路樹の再整備・改善の取り組み	新	○	○	○			
	ア) 「(仮称)おだわらマイツリー制度」の創設	新	○	○	○			
	イ) 校庭(園庭)の芝生化に関わる市民管理の仕組みづくり	継	○	○	○			
	ウ) 公共施設のみどりの育成に関わる市民協働の推進	新	○	○	○			

※上表注 1)基本施策

2)取り組み時期

継:継続事業

短期:概ね当初5年

拡:拡充する事業

中期:概ね5~10年後

新:新規事業

長期:概ね10~20年後

(1) 法や条例に基づく民有地における緑化推進

①民有地の緑化推進制度

■ア) 開発事業等における植栽地の確保 継

- 本市では、「小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例」に、原則として事業主は、住宅以外の建築物の建築の用に供する目的で開発事業区域の規模500㎡以上の開発事業をしようとするときは、その開発事業区域内に、同規則で定める面積割合で植栽地を配置するよう努めなければならないこと等を定めています。また植栽地は道路に面した部分に配置することや、植栽地の配置が困難な場合は、壁面または屋上による植栽地を配置することができることなどを定め、市長と協議しなければならないこととしています。
- 引き続き、同条例に基づき、植栽地の適切な配置や確保について、指導に努めます。

■イ) 工場立地法による緑地等の整備 継

- 「工場立地法」では、敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の特定工場について、緑地や環境施設の設置、管理義務を定め、環境の保全を図りつつ、適正な立地が行われるようにしています。
- 本市では、工場周辺的生活環境への影響を最小限に抑えつつ、操業環境の維持を図るため「小田原市工場立地法第4条の2第2項の規定による準則を定める条例」を定め、緑地面積率を含む環境施設面積率を緩和しています。
- 引き続き、同法の趣旨をふまえ、敷地内の緑化を促すなど、適切な運用を図ります。

■ウ) みどりの協定の締結 継

- みどりの協定は、神奈川県「自然環境保全条例」によるものと「小田原市緑と生き物を守り育てる条例」によるものがあります。どちらも1ha以上の開発行為を対象に緑地の配置を求めるもので、協定期間は10年間としており、これまで県・市合せて17件の協定を結んでいます。
- 引き続き、みどりの協定の締結、継続に向けた更新を促します。

■エ) 風致地区の適正な運用 継

- 小田原城址、城山および海岸の各地区については、みどり豊かな自然環境を保全するため、風致地区に指定されています。風致地区内では建築物の高さや建ぺい率、壁面の後退距離のほか、緑地率が定められており、建築物の新增改築や宅地造成、木竹の伐採等の行為は市長の許可が必要です。
- 引き続き、風致地区の適切な維持・保全のため、風致地区制度の適正な運用を図るとともに、

地域の実情を勘案し、必要に応じて区域や種別の見直しも検討します。

■オ) 生産緑地地区の保全 継

- ・生産緑地地区は市街地における貴重なみどりであることから、引き続き保全していきます。
- ・また、農林漁業と調和し、良好な都市環境を形成している市街化区域内の農地において、適正に管理され、公共施設の整備が予定されている区域の一団であること、周辺に公園などの緑地機能を持つ土地が少ないことなどの追加要件を満たす農地については、生産緑地地区に指定し、保全に努めていきます。

■カ) 地区計画の適正な運用と地区計画等を活用した緑地の保全・創出 継

- ・地区計画等は、一体的に整備・保全を図る必要がある区域について、地区内の建築等に関する用途や高さなどのルールを定め、開発や建築行為を規制し、その地区の特性にふさわしい良好な街づくりを誘導する制度で、現在、9地区に対して計画決定しています。
- ・これらの地区計画の中には、その環境に適した緑地に対する方針を立て、みどりの保全や創出の活動に取り組んでいる地区も存在しています。
- ・引き続き、地区計画制度の適正な運用と制度を活用し、緑地の保全・創出を図ります。

②緑化関連制度の見直し検討

■ア) 緑と生き物を守り育てる条例見直し 新

- ・「小田原市緑と生き物を守り育てる条例」では、緑化の推進に関する条項が設けられていますが、特に具体的な規定はありません。
- ・緑化推進施策の強化・継続的な取り組みを図るため、緑の定義、緑の基本計画の位置づけ、緑化推進・協定制度、緑のまちづくり提案制度など、緑化推進に関する項目の検討を行います。

■イ) 開発事業に係る手続及び基準に関する条例・施行規則・運用基準の見直しの検討 新

- ・「小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例」により、原則500㎡以上の開発事業について植栽地の確保を努力義務とし、「道路に接した部分に配置するよう努めなければならない」等としています。
- ・同条例施行規則や運用基準における接道部の緑化の配置や量などに関する項目の見直しの必要性について、より効果的な緑化に誘導することができるよう、その検討を行います。

(2) 市民によるみどりのまちづくり推進

①民有地緑化の支援

■ア) 「(仮称)民有地の緑化の手引き」の作成・普及 新

- ・市街地におけるみどり豊かなまちづくりには、その多くを占める民有地の緑化の推進が欠かせません。個人の住宅はもちろん、店舗などの商業施設や工場などの敷地においても可能な限り緑化を推進することが望まれます。
- ・将来にわたってみどり豊かなまち並みの景観を形成するに当たり、維持管理などを見越して、その規模や場所などに応じた効果的な植栽方法や樹種などについて、その緑化手法等を含めた「(仮称)民有地の緑化の手引き」を作成し、民有地の緑化について、普及を図ります。

■イ) 民有地緑化支援制度等の創設 新

- ・住宅の道路に面した場所への樹木の植栽や生垣等による見える緑化、まちあるきやウォーキ

ングのコース等と連携した市民による将来のオープンガーデンにつながる公開を原則とする住宅の庭等の緑化、工場や事業所などの敷地や建物の一部を緑化し、ベンチなどを設置して休息の場として開放するなど、民有地の緑化推進に当たり、市民等の自発的な緑化を支援する制度を創設します。(例：一定の基準のもとに苗等の資材を配布する物的支援、植栽費用などの資金支援、アドバイスなどの人的支援、表彰、その他規制緩和等)

■ウ) 市民等による「(仮称)みどりの地域づくり提案制度」の創設 **新**

- ・地域住民や企業・団体がその地域にふさわしいみどりを創出する計画を作成し、市に提案し、審査を受け認定された地域で自発的な緑化を進めていく「(仮称)みどりの地域づくり提案制度」の創設に取り組みます。
- ・計画を基に進められる緑化に関する提案事業については、民有地緑化支援制度により、物的支援や資金的支援、人材的支援を通して、地域の緑化の支援を実施します。

■エ) 都市廊政策による緑化の推進 **継**

- ・小田原駅周辺のまちの魅力を高め、「訪れたいまち・住みたいまち」の実現に向け都市廊政策を推進しています。
- ・その一環として、花とみどりあふれる街路の形成とさらなる賑わいの創出を目的とした「街なか緑化事業」を商店会との協働により平成26年度から3ヵ年のモデル事業として実施しており、モデル事業終了後も他の商店会への波及を誘導し、事業継続を目指します。
- ・そのほか、建物の共同建替えによる民有地への良好な緑地空間の創出を図っていきます。
- ・沿道民有地等に連続性や統一性も考慮しながら、プランターや花壇を設置したり、街路樹を植えるなど、花やみどりを効果的に配置することで、歩行者が回遊したくなる魅力的な空間を創造しています。
- ・引き続き、都市廊政策による緑化の推進を図ります。

②空き地・未利用地緑化の仕組みづくり

■ア) コミュニティガーデンづくりの支援 **新**

- ・市街地における空き地の増加は、雑草の繁茂による環境悪化や放火、不審者の侵入の誘発、害獣・害虫の発生、ゴミの不法投棄など、地域の防犯・環境衛生や景観の悪化等が懸念されます。
- ・空き地対策の一環として、土地の利用が決まるまでの間、土地利用に関する覚書等を土地所有者と取り交わすなどの調整により、無償で土地を利活用し、市がプランターや花苗、ベンチなどを提供し、それらを商店街などが維持管理するなど、三者の協働により、交流や憩いの場となるコミュニティガーデンづくりの支援を行います。

③水路等の歴史的文化的な遺産の継承

■ア) 小田原用水、荻窪用水等の保全・活用 再掲 1-3 (2) ③ア) **継**

- ・本市には、早川を水源とする戦国時代の小田原用水と、江戸時代の荻窪用水の2つの用水が、市街地を流れています。荻窪用水は、平成17年に疏水百選(農林水産省)に選定され、同省がPRする「水土里の路疏水百選ウォーキング」のなかで、「荻窪用水散策コース」を案内しています。
- ・小田原用水や荻窪用水は、NPOなどの民間団体によりガイドブックの発行や用水を訪ねるイベントが行われ親しまれています。

- ・これらの歴史的な土木遺構は、本市のまちの歴史の伝承、潤いのあるまちづくり、生物生息環境の保全など、さまざまな役割を發揮する遺産となります。
- ・引き続き、市民と協働し、小田原用水、荻窪用水の保全・活用に努めます。

(3) 緑化モデルとしての公共施設の緑化推進

①公共施設の敷地の緑化

■ア)「(仮称)公共施設緑化ガイドライン」の作成と緑化推進 新

- ・市民が利用する市役所などの公共施設における植栽は、市民がふれあう機会も多いことから、良好なみどりの創出が望まれています。また、このような身近なみどりが良好に保たれることは、市民にみどりに対する愛着を持ってもらうことにつながります。
- ・公共施設に良好なみどりが創出できるよう、新たに公共施設を整備する場合や既存の施設において取り組める緑化など、状況に応じて取り組むための「(仮称)公共施設緑化ガイドライン」を作成し、公共施設における緑化の推進を図ります。

■イ)市立学校等の校庭(園庭)の芝生化の推進 継

- ・校庭・園庭の芝生化は、児童生徒の運動における安全性の確保や体力向上、また、砂塵防止や気温上昇抑止効果が期待できることから、平成21年度から芝生化を開始し、下府中小学校、新玉小学校、東富水幼稚園、酒匂幼稚園、下中幼稚園、矢作幼稚園、報徳幼稚園について全面芝生化に取り組みました。今後、「小田原市学校施設整備基本方針(平成26年2月)」に基づき、部分的な芝生化も視野に含め、検討を行います。

■ウ)植栽の適切な管理の推進 拡

- ・市役所や各地域に存在する支所、連絡所などをはじめとする施設や道路、河川、公園など、公共施設の敷地内における植栽の適切な管理について、「(仮称)公共施設緑化ガイドライン」に基づき、みどりの質の向上に取り組んでいきます。
- ・また、公共施設の植栽を適切に管理することは、民有地の緑化の推進を先導する役割も担うため、その取り組みに対して、実施報告やその成果について、市のHPなど通じてPRすることで緑化活動の推進を図ります。
- ・引き続き、公共施設の敷地内における植栽の適切な管理の推進を図ります。

②道路空間の緑化(街路樹の整備・管理の再構築)

■ア)「(仮称)街路樹の整備・維持管理ガイドライン」の作成 新

- ・街路樹は、最も身近なみどりのひとつであり、潤いのある景観や都市の風格をつくるなどまちの印象に大きく影響を与えます。しかし、樹木の成長に伴い、鳥害(糞による悪臭や汚損、鳴き声による騒音)や、根上がりによる歩道の損傷、道路標識や信号機等の視認性の低下など、様々な問題が発生しています。また、近年では、台風等での倒伏による被害の発生や、本来の樹形と大きく異なった樹木による景観の悪化なども懸念されています。
- ・このような街路樹の課題に対し、市道を対象とした改善や整備のためのガイドラインを作成します。
- ・ガイドライン作成にあたっては、市で作成した「街路樹の整備・維持育成管理基準案」および「街路樹の整備・維持育成管理マニュアル案」を基に、国土交通省が策定した「道路緑化技術基準(平成27年3月改正)」の新たな視点も反映しながら作成します。

■イ) 街路樹の再整備・改善の取り組み **新**

- ・街路樹の点検や周辺環境調査を実施し、交通障害や生活への被害状況、事業効果等に基づき、取り組みの必要性の高い幹線市道等を対象とし、計画的な再整備・改善に取り組みます。

③市民協働によるみどりの整備・管理

■ア) 「(仮称)おだわらマイツリー制度」の創設 **新**

- ・多くの市民や企業に街路樹に関心を持っていただくため、街路樹に名前やメッセージを添えた樹名板の取り付けなどを行っていただき、参加した市民や企業より、緑化活動を支える費用としてふるさとみどり基金に寄付(募金)していただく「(仮称)おだわらマイツリー制度」の創設に取り組みます。

■イ) 校庭(園庭)の芝生化に関わる市民管理の仕組みづくり **継**

- ・校庭(園庭)の芝生化を推進するには、継続的な維持管理(水撒き、芝刈り、施肥、補植等)の設備、ランニングコスト、人員の確保が必要となります。
- ・芝生化推進にあたり、学校や地域の理解、協力体制の構築など仕組みづくりに取り組みます。

■ウ) 公共施設のみどりの育成に関わる市民協働の推進 **新**

- ・公園や公民館の敷地で花苗の植栽活動を行っているグリーンライフサークルの制度体制を見直し(※)、市民や団体等がみどりのまちづくりに関わる機会を増やし、必要に応じて、道路や河川などの美化ボランティア活動や身近な公園プロデュース事業など、他の公共施設への拡大の可能性の検討を行います。
- ・また、各種講習会等を通して、参加市民を拡大していく制度を構築し、市民協働の推進を図ります。

※守る(樹木観察、病害虫の発見など)、育てる(施肥、根元管理など)、広める(開花情報の発信、仲間づくり、樹名板の作成、マップ作成など)、学ぶ(守り育てる講習・実習会など)の一連の活動を用意し、参加可能な部分に参加するなど。

2-2 みどりの効果的創出による賑わいのあるまちづくりを進めます。

みどりは潤いのある風景や美しく風格のあるまち並みを形成し、市民をはじめ本市を訪れる来街者にとっても憩いの場となるとともに、快適にまちあるきを楽しめるまち並みを実現することで、回遊性を高め、まちの賑わいに寄与することができます。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 歩いて楽しいみどりのまちづくり						
①歩行空間の緑化						
ア) 中心市街地におけるみどりの回廊づくり	継	○	○	○		
イ) 「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」の推進	新		○	○		
ウ) 大型店における緑化の推進	継		○			
②空き地・未利用地緑化の仕組みづくり						
ア) コミュニティガーデンづくりの支援(再掲)	新	○	○	○		
(2) みどりのシンボルとしての城址公園の整備・植栽管理						
①城址公園の整備・植栽管理						
ア) 城址公園の整備の推進	継			○		
イ) 城址公園における適切な植栽管理の推進	継			○		

※上表注 1)基本施策 2)取り組み時期

継:継続事業
 拡:拡充する事業
 新:新規事業
 短期:概ね当初5年
 中期:概ね5~10年後
 長期:概ね10~20年後

(1) 歩いて楽しいみどりのまちづくり

①歩行空間の緑化

■ア) 中心市街地におけるみどりの回廊づくり 継

- 本市では、現在、三の丸地区整備の検討、都市廊政策を進めています。また、銀座・竹の花周辺地区では、本市初の「街づくりルール形成促進条例」に基づく協議会の街づくり基準が認証(平成22年2月)され、「小田原市歴史的風致維持向上計画」に「銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境の向上」事業として位置づけています。なお、これらは、「小田原市中心市街地活性化基本計画」に基づく事業としても位置づけています。
- お城通りは、「小田原駅東口お城通り地区再開発事業」の中で、駅とお城を結ぶみどり豊かな歩行空間を確保するため、緑化歩道(幅員5m)の整備を進めます。
- 都市廊政策については、内々環状道路の区域内を対象とし、回遊性の向上と街なかの活性化を図ることとしています。緑化施策については、魅力ある商店街づくりの視点から、商店会等と連携した街なか緑化モデル事業を、平成26年度は小田原ダイヤ街商店会、平成27年度は小田原錦通り商店街協同組合にて実施し、平成28年度はお堀端通り商店街振興組合での実施を予定しています。また、モデル事業終了後も他の商店会への波及を誘導し事業継続を目指します。
- 銀座・竹の花周辺地区は、旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまち並みや建造物が残る地区であり、この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまち並み景観を形成することとしています。街路樹整備、小広場の整備等について検討するほか、国の社会資本整備総合交付金における「街なみ環境整備事業」を活用し、建築物等の修景整備に係る経費の一部を助成するなど、地域の自主的な景観形成の支援を実施します。

- ・引き続き、中心市街地の魅力あるまちづくりとして、みどりの回廊づくりに取り組みます。
- イ) 「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」の推進 **新**
- ・「基本方針5-2(1)②みどりに係るCSR活動の場の提供」において詳述する「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」の推進について駅周辺を歩いて楽しいまちとするためのCSRによる展開の推進を図ります。
- ウ) 大型店における緑化の推進 **継**
- ・本市では、「小田原市商業者等の地域貢献に関する条例」を定め、大型店(大規模小売店舗立地法第2条2項に規定する大規模小売店舗)を設置する者等へ地域貢献事業の実施に関する計画および実施報告を義務付けています。この中で、“自然環境及び生活環境に配慮した取り組み”について定めています。
- ・引き続き、大型店の敷地内等における緑化等の好感の持てる空間について、維持・保全の推進を図ります。

②空き地・未利用地緑化の仕組みづくり

- ア) コミュニティガーデンづくりの支援 再掲 2-1(2)②ア) **新**
- ・市街地における空き地の増加は、雑草の繁茂による環境悪化や放火、不審者の侵入の誘発、害獣・害虫の発生、ゴミの不法投棄など、地域の防犯・環境衛生や景観の悪化等が懸念されます。
- ・空き地対策の一環として、土地の利用が決まるまでの間、土地利用に関する覚書等を土地所有者と取り交わすなどの調整により、無償で土地を利活用し、市がプランターや花苗、ベンチなどを提供し、それらを商店街などが維持管理するなど、三者の協働により、交流や憩いの場となるコミュニティガーデンづくりの支援を行います。

(2) みどりのシンボルとしての城址公園の整備・植栽管理

①城址公園の整備・植栽管理

- ア) 城址公園の整備の推進 **継**
- ・城址公園は、「本丸・二の丸整備基本構想」に基づき、史跡小田原城跡の歴史的景観の復元的整備等を進めるための調査審議組織として、史跡小田原城跡調査・整備委員会を設置しています。
- ・引き続き、史跡小田原城跡としての魅力を高めるとともに、城下町おだわらのシンボルとして、多くの人々を迎えるみどり豊かな公園として、「史跡と緑の共生」を念頭に置き、整備の推進を図ります。
- イ) 城址公園における適切な植栽管理の推進 **継**
- ・城址公園内には多くの樹木があり、小田原駅周辺地区においてまとまったみどり豊かな公園となっていますが、一部で繁茂した樹木により天守閣が見えづらい状況にあったり、石垣や地下遺構にも影響を与える可能性があるなど、本丸・二の丸周辺のみどりのあり方について、さまざまな課題が指摘されてきました。
- ・また、県内では老朽化した樹木が相次いで倒れていることから、観光施設である城址公園内でも来園者の安全を確保するため、適切な樹木管理を行なうとともに、天然記念物に指定されている古木については、保護していく必要があります。

- そこで、史跡小田原城跡における史跡整備の植栽管理をどのように進めていくのか協議・検討する組織として、史跡小田原城跡調査・整備委員会植栽専門部会を設置しました。
- 引き続き、小田原城の魅力が高められるよう「史跡と緑の共生」を目指し、適切な植栽管理の推進を図ります。

基本方針3

小田原ならではの歴史文化を支えるみどりを育てます

3-1 歴史的文化的な遺産と一体となったみどりを保全し、活かします。

小田原の歴史的資産であり、シンボルである小田原城以外にも、本市には著名人が構えた歴史的文化的な建造物と一体となったいわゆる「邸園」や、数多くの社寺に残る巨樹・古木が存在しています。

これらの小田原ならではの「歴史文化を支えるみどり」を、所有者や市民等と連携して歴史的文化的な建造物と一体的に保全するとともに、魅力あるまちづくりに寄与するみどりとして、広く周知し、活用する取り組みを進めます。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 歴史的景観の残るまち並みの保全・環境整備による都市ブランド力の向上						
①総構関連史跡と一体的なみどり・地形の保全						
ア) 都市公園区域における史跡の保安全管理・活用	継		○			
イ) 城郭環境保全域、景観保全域におけるみどりの景観と地形の保全	継	○	○	○		
②歴史的景観の拠点と一体のみどりのまちづくり						
ア) みどり豊かな歴史的まち並みの保全・形成	新	○	○	○		
イ) 市民との協働によるみどりの管理手法の検討	新	○	○	○		
(2) 市の歴史的資産である神社仏閣等の巨樹・古木の保存						
①法・条例に基づく樹木・樹林の保存						
ア) 天然記念物の適切な保護	継	○		○		
イ) 保存樹・保存樹林の適切な保護	継	○		○		
②地域のシンボルとしての保存樹・保存樹林の良好な維持						
ア) 地域のシンボルとしての指定保存樹・保存樹林の市民への啓発	新	○		○		
(3) 田園景観の保全・活用						
①水田・水路網の保全・活用						
ア) 河川環境整備事業の推進（再掲）	継			○		

※上表注 1)基本施策

2)取り組み時期

継:継続事業

短期:概ね当初5年

拡:拡充する事業

中期:概ね5~10年後

新:新規事業

長期:概ね10~20年後

(1) 歴史的景観の残るまち並みの保全・環境整備による都市ブランド力の向上

①総構関連史跡と一体的なみどり・地形の保全

■ア) 都市公園区域における史跡の保安全管理・活用 継

- ・「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保安全管理計画（平成21年度）」において、城郭環境保全域を定め、このエリアの保安全管理を推進し、必要に応じ「文化財保護法」に基づき保全が図られる史跡として新たに指定し、または史跡に準じて保全する「遺構保全域」と、遺構と調和した景観や眺望を維持する「景観保全域」とに区分し、保安全管理と環境保全の考え方を示しています。

- ・都市公園「城山公園」の区域には、史跡指定部分を含む「遺構保全域」と「景観保全域」とがあるため、遺構と都市公園利用との調整をしっかりと整理する必要があります。原則として城山公園内の「遺構保全域」は遺構保存を前提とし、「景観保全域」は、地形や歴史的景観、眺望等を都市公園区域として保全しつつ、史跡の価値や保護の意義を伝える場とし、慰霊塔周辺を中心として魅力を高める整備を行います。

■イ) 城郭環境保全域、景観保全域におけるみどりの景観と地形の保全 継

- ・上記計画において、景観保全域の景観保全管理手法については「条例等を用いて、現状の景観に悪影響を及ぼす行為や地形の変更は制限を図っていく」としています。
- ・都市公園区域や風致地区など法的な規制がなく、みどり豊かな環境を形成している景観保全域については、その価値や意義について市民の意識の向上を図るとともに、緑の環境保全地区（小田原市緑と生き物を守り育てる条例）の指定や保全配慮地区（都市緑地法）などの導入の検討を行います。

②歴史的景観の拠点と一体のみどりのまちづくり

■ア) みどり豊かな歴史的まち並みの保全・形成 新

- ・「歴史的風致維持向上計画」において、歴史的風致の維持及び向上のため、「歴史的風致の核となる建造物の保存・活用の推進」（清閑亭や松永記念館等歴史的風致形成建造物、史跡小田原城跡等）や「歴史的風致の残るまちなみの環境整備の推進」（案内板、小田原文学館等）を行っています。また、都市計画制度による高度規制、「景観法」、「景観条例」に基づく景観計画に定める建築物、工作物の形態・意匠・色彩の規制により、歴史的な風致の保全を図ることとしています。
- ・これらの歴史的風致の拠点施設や沿道修景、建造物等の形態等のコントロールと併せて、歴史的風致を維持するみどりの保全や創出を図ることが必要です。そこで、板橋地区や南町・本町地区、城山地区、国府津・前川地区等の良好な住宅地において、地域制緑地の導入検討など、国登録有形文化財等や市指定の小田原ゆかりの優れた建造物と一体となったみどりの保全・活用方策について、検討を行います。

■イ) 市民との協働によるみどりの管理手法の検討 新

- ・上記の歴史的風致を維持するみどりについては、まちづくりルールの設定などによる市民との協働による保全・活用の仕組みづくりの検討を行います。

(2) 市の歴史的資産である神社仏閣等の巨樹・古木の保存

①法・条例に基づく樹木・樹林の保存

■ア) 天然記念物の適切な保護 継

- ・市内には、天然記念物として、「文化財保護法」に基づく国指定天然記念物が1件（早川のピランジュ）、「神奈川県文化財保護条例」に基づく県指定天然記念物が3件（県立小田原高等学校の樹叢ほか）、「小田原市文化財保護条例」に基づく市指定天然記念物が21件（御感の藤、長興山の枝垂桜、前川近戸神社の社叢ほか）の計25件があります。
- ・引き続き、天然記念物の指定を受けた樹木・樹林の保護について、支援を実施します。

■イ) 保存樹・保存樹林の適切な保護 継

- ・「小田原市緑と生き物を守り育てる条例」において、「都市の美観風致を維持するための樹木

の保存に関する法律」に定める基準に基づき、保存樹に149本、保存樹林に14箇所を指定しています。

- ・引き続き、市街地における貴重なみどりとして、指定を受けた保存樹・保存樹林の保護について、支援を実施します。

②地域のシンボルとしての保存樹・保存樹林の良好な維持

■ア) 地域のシンボルとしての指定保存樹・保存樹林の市民への啓発 新

- ・保存樹はほとんどが高さ10m以上、幹回り1.5m以上の巨樹であり、保存樹林とともに地域のランドマークとして存在感を示しています。
その多くは神社仏閣をとりまく社寺林として長い年月を経てきた歴史的なみどりであり、社寺の多い本市の特徴的なみどりでもあります。
- ・これら保存樹・保存樹林については、市民全体で保全していくべき貴重なみどりとして捉え、その価値や保存の意義について、市民への啓発を図ります。

(3) 田園景観の保全・活用

①水田・水路網の保全・活用

美しい田園景観は小田原の原風景の一つであり、これらを保全するには地域の存立基盤である農業とその暮らしの営みを守ることが必要です。

市街地周辺の水田や水路は市民の身近なみどりであり、多様な生物の生息場所や移動ルートにもなることから、食糧生産という基本機能に加え、農地の多面的な機能を活かした保全・活用策に取り組みます。

■ア) 河川環境整備事業の推進 再掲 1-3(2)②ア 継

- ・本市北部に広がる田園地域を縦横に走る水路は、地域の骨格をなす空間であり、水郷のような景観を呈しています。水路は水田を潤すだけではなく、動植物の生息空間等としても重要な働きをしています。
しかしながら、地区のなかには耕作者の高齢化により耕作放棄地が見受けられるなど、このままの状態が放置されると水路周辺も荒廃し、水質や動植物への悪影響が懸念されています。
- ・そこで水質の改善効果の予測や自然浄化・水循環の機能等、環境機能向上を前提とした護岸の整備計画を広域的に策定し、今後「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づく水源環境保全・再生特別交付金を受け、河川環境整備事業（多自然水路整備計画策定等）を進めることとしています。
- ・引き続き、他の地区においても、自然環境に配慮した河川環境整備事業の推進を図ります。

基本方針4

まちの安全・安心の向上と多世代交流、地域活動に貢献する公園づくりを進めます

4-1 身近な公園や緑地の拡充を図ります。

地区ごとに見た住民一人当たりの都市公園の面積、公園空白地の割合などの状況から、公園等としての機能が不足している公園未充足地区が存在しています。また、開設済みの一部の都市計画公園において、都市計画決定された区域の一部が長期にわたり整備に着手できていない公園があります。

本市における都市公園の整備水準は標準よりも低い状況にあります。その機能を補う広場や緑地などが豊富に存在しています。

公園未充足地区における公園空白地の解消を優先に、市民からの公園用地の提供相談、既存ストックや生産緑地地区などの積極的な活用により、公園の均衡ある配置に取り組みます。

また、機能の再編を目的とした既存の公園の再整備や既存ストックを有効利用した施設の見直しなど、社会情勢や利用者ニーズに合った公園を利用者に提供できるよう、公園の再整備を進めます。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 都市公園の適正配置						
① 均衡ある都市公園の配置						
ア) 既存ストックや遊休地等を活用した均衡ある公園の配置	新		○			
イ) 開発行為等による提供公園の配置基準の見直しの検討	新		○			
(2) 誰もが利用しやすい親しまれる都市公園づくり						
① 安全・安心な都市公園づくり						
ア) 身近な公園における老朽化施設改修の推進	継	○	○			
イ) 公園空間および公園施設の安全・安心の確保	新	○	○			
② 計画的な都市公園再整備						
ア) 「(仮称)身近な公園リニューアル事業」の実施	新	○	○			

※上表注 1)基本施策

2)取り組み時期

継:継続事業

短期:概ね当初5年

拡:拡充する事業

中期:概ね5~10年後

新:新規事業

長期:概ね10~20年後

(1) 都市公園の適正配置

① 均衡ある都市公園の配置

■ア) 既存ストックや遊休地等を活用した均衡ある公園の配置 新

- ・今後の公園の整備は、「公園未充足地区」において優先的に推進します。整備にあたっては、長期借地による借地型公園での整備手法の検討や、遊休地や既存のみどりの広場、生産緑地地区等の積極的な活用を図っていきます。
- ・この地区に該当しない地域の「公園空白地」や特定の機能が不足する地区では、既存ストックや公園用地の提供相談などを活用し、必要に応じて整備していきます。また、開発行為に伴う協議においては、地域に必要とされる公園の設置を求めていきます。
- ・なお、生産緑地地区は、平成34年度にそのほとんどが指定から30年が経過すると買取り

の申出が可能になりますが、公園や緑地、公共空地の敷地の用に供することを目的として、市の買取り希望が他の者より優先されることなどを考慮し、買取りの申出に対し迅速な対応が取れるよう生産緑地地区の活用方策を定め、体制づくりに取り組みます。

- ・都市計画決定した後、長期未着手となっている都市計画公園（中央公園、板橋公園、河原公園のうち一部区域）の一部区域については、「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン（平成27年3月神奈川県策定）」に基づき、市域における公園の配置状況を考慮し、社会情勢の変化や地域の実情などに応じて見直しを行います。

【借地型公園】

○保存規定

- ・公園管理者がその土地物件に係る権原を借り受けにより取得した都市公園について、当該借地契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合にも都市公園の区域の廃止を行うことができる（平成16年都市公園法改正により明確化）。

○税制優遇

- ・都市計画税・固定資産税：無償貸付けの場合非課税、有償の場合課税可能（地方税法 348-2-1）
- ・相続税：4割評価減（「都市公園の用地として貸し付けられている土地の評価について」H4 課評 2-3 課資 2-121）

※500㎡以上、貸付けの期間が20年以上、正当な事由がない限り貸付けを更新すること

等（平成4年以降）

■イ）開発行為等による提供公園の配置基準の見直しの検討 新

- ・開発行為等における公園の設置について、「都市計画法」および「小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例」により、原則として3,000㎡以上の住宅の建築の用に供することを目的とした開発行為等に対し公園の配置が義務づけられています。したがって、公園がすでに整備されている地区において、利用者ニーズに合わない狭小な公園が設置される可能性がある一方、狭小であっても利用者ニーズに合った公園等が求められている地区もあります。
- ・適切な配置と量を維持するため、同条例施行規則における、公園の設置の特例等に係る基準の見直しの必要性について、その検討を行います。

（2）誰もが利用しやすい親しまれる都市公園づくり

①安全・安心な都市公園づくり

■ア）身近な公園における老朽化施設改修の推進 継

- ・本市では、開設から20年を経過した都市公園が全体の3分の2を占めています。遊具については、平成26年度に策定した「小田原市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に改修・更新を行っていますが、老朽化したその他の施設（フェンスなど）の改修は進んでいません。
- ・遊具を含め老朽化した公園施設の更新に取り組むとともに、施設更新の事業効果をより効果的に発揮するため、地域の自治会などとの意見交換を行いながら、公園施設全体の老朽化対策を進めます。

■イ) 公園空間および公園施設の安全・安心の確保 新

- ・老朽化した遊具の更新工事や、公園内の段差解消などによるバリアフリー化、樹木の成長等の剪定作業による死角の解消など、公園の改修や管理は防犯上の対応を含め安全・安心を確保するうえで必要不可欠です。また、近年公園の利用に関するルールやマナーが守られていないことから、公園施設や隣接民家の汚損や破損などが発生しています。
- ・必要に応じた整備や管理、公園を利用するうえでの地域住民によるルールづくりの支援やマナーの啓発活動などを通して、公園空間および公園施設等の安全・安心の確保に取り組みます。

②計画的な都市公園再整備

■ア) 「(仮称)身近な公園リニューアル事業」の実施 新

- ・本市では、開設から20年を経過した都市公園が全体の3分の2を占め、少子高齢化や人口減少などの影響による周辺環境の変化や利用者層の変化に伴い、開設当時のままの公園と求められるニーズとの間にミスマッチが起きており、市民のニーズなど社会的要請に対応した公園機能の再整備が必要となっています。
- ・機能の再整備にあたっては、地域の自治会などと意見交換を行いながら、地域が必要としている公園へのリニューアルの実施について、計画的に取り組みます。

4-2 市民とつくり育てる身近な公園づくりの拡充・強化を図ります。

都市公園の施設の老朽化や、人口構成の変化等に伴う公園に対するニーズの変化に対応するため、本市では、市と協働で身近な公園を地域が望む姿にプロデュースしていただき、公園を育てていただくことで、愛着をもって利用できる身近な公園の充足感の向上を目指した「身近な公園プロデュース」事業を展開しています。

今後も、新規・再整備を問わず「多様な主体との協働による公園づくり」を原則とし、地域住民や各種団体などの意見を反映させる公園づくりを行います。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 市民が愛着を持てる都市公園づくり						
①市民とつくる身近な公園の拡充						
ア) 身近な公園プロデュース事業の普及・啓発	拡	○	○			
イ) 都市公園におけるニーズ調査	新		○			
②市民のプロデュース力の向上						
ア) 「(仮称)公園プロデュース講習会」の開催	新	○	○			

※上表注 1)基本施策

2)取り組み時期

継:継続事業

短期:概ね当初5年

拡:拡充する事業

中期:概ね5~10年後

新:新規事業

長期:概ね10~20年後

(1) 市民が愛着を持てる都市公園づくり

①市民とつくる身近な公園の拡充

■ア) 身近な公園プロデュース事業の普及・啓発 拡

- ・現在、身近な公園プロデュース事業については、9団体が登録し、13公園において花壇の設置やその後の手入れなどの活動を実施しています。市のホームページで参加者の募集と同時に、事業説明や実施事例の紹介を掲載しています。
- ・都市公園への愛着や事業の拡大を目指し、情報発信の方法について、より効果的な方法を検討し見直しを図ったうえ、引き続き、身近な公園プロデュース事業の普及・啓発を図ります。

■イ) 都市公園におけるニーズ調査 新

- ・現在の都市公園のあり方について市民に調査した結果、「自然が多い公園が良い」、「日影がある公園が欲しい」、「動植物などと触れ合える公園が欲しい」など様々なニーズがありました。こうしたニーズと既存の都市公園の機能との間に大きな差があることが、都市公園の利用者の減少などにつながっていると考えられます。
- ・既存の都市公園の再整備および新規の都市公園の整備などにおける基礎データとして、地域自治会や子ども会などと連携し、利用者のニーズ調査に取り組んでいきます。

②市民のプロデュース力の向上

■ア) 「(仮称)公園プロデュース講習会」の開催 新

- ・身近な公園プロデュース事業へ参加している登録団体を対象とし、公園プロデュース力向上のため、公園の計画や管理についての基礎を学ぶ講習会の開催に取り組みます。
- ・この講習会の開催を通じて、公園づくりに意欲のある人材発掘や仲間づくり、修了生による公園プロデュース団体構成の促進など基盤づくりにつなげます。

4-3 多世代交流や地域活動、市民ニーズを活かした公園づくりを進めます。

市民・事業者等とともに都市公園の再整備を図り、市民の交流が生まれる取り組みを行います。また、シニア層の健康増進や子育て世代の支援・環境教育など、様々なニーズと公園とを柔軟かつ緊密に結びつけ、相互に支え合えるよう、多様な主体が連携する体制づくりを進めます。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 都市公園での多世代交流の促進						
① 都市公園整備への市民参加						
ア) 都市公園整備時における地域の住民意見の反映	新	○	○			
② 都市公園での多世代交流の促進						
ア) プロダクティブエイジングの推進	拡	○	○			
イ) 都市公園を地域活動の拠点とした多世代交流の促進	継	○	○			
(2) 公園空間の利活用の促進						
① 市民団体等による都市公園利活用の促進						
ア) 市民等の都市公園の利活用の促進	新	○	○	○		
イ) 都市公園における提案型協働事業制度の活用の促進	拡	○	○	○		

※上表注 1)基本施策

2)取り組み時期

継: 継続事業

短期: 概ね当初5年

拡: 拡充する事業

中期: 概ね5~10年後

新: 新規事業

長期: 概ね10~20年後

(1) 都市公園での多世代交流の促進

① 都市公園整備への市民参加

■ア) 都市公園整備時における地域の住民意見の反映 新

- ・既存の都市公園の再整備および都市公園の新規整備に際して、整備後に公園への愛着を持っていただけるように、多世代にわたる利用者のニーズを把握し、整備に取り組んでいきます。
- ・住民の意見の反映にあたっては、地域の自治会や子ども会などと連携し、整備に当たりワークショップを行うなど、計画の段階から地域住民との交流が図られるような仕組みづくりの検討を行います。

② 都市公園での多世代交流の促進

■ア) プロダクティブエイジングの推進 拡

- ・本市では、元気なシニア層の力を地域の活力につなげていくプロダクティブエイジングを推進しています。
- ・シルバー人材センター等の団体からの協力により、元気なシニア層の力を活かして地域のコミュニティの場の一つでもある都市公園の維持管理などに取り組み、子どもたちとの交流の機会をつくるなど、都市公園での多世代交流を促進します。

■イ) 都市公園を地域活動の拠点とした多世代交流の促進 継

- ・身近な公園として各地域に存在する都市公園では、納涼祭などの地域の祭りやペタンクやドッジボールなどのスポーツ大会、昔ながらの遊びなどを通じ地域の親睦を深めるための交流会、地域の防災力を高める防災訓練などに活用されており、小田原こどもの森公園わんぱくらんどや小田原フラワーガーデンなどを中心とした大規模な公園では、木工教室やみどりに関するイベントなどが開催されています。都市公園では多くの世代が活動する場として利用

され、その活動を通して多世代にわたる人と人との交流が生まれています。

- ・引続き、既存の都市公園を活用した多世代交流の促進を図ります。

(2) 公園空間の利活用の促進

① 市民団体等による都市公園利活用の促進

■ ア) 市民等の都市公園の利活用の促進 **新**

- ・小田原フラワーガーデンのトロピカルドームは環境事業センターからの排熱を利用しており、環境と自然を学べる場でもあることから、公園は環境教育や自然学習の場としても非常に有効なツールです。また、上府中公園では、サッカーや野球など本格的なスポーツ利用、子育て中の親子連れによるグループ利用、高齢者が健康増進を目的としてジョギングを楽しむなど、都市公園は多様なニーズに対応する貴重な広場となっています。
- ・このような都市公園が持つ個性や特徴について、認知していただくための情報発信を強化したり、より利用しやすい都市公園となるよう、利用者のニーズ調査と併せた整備を実施するなどの手法を用いて、都市公園の利活用の促進を図ります。

■ イ) 都市公園における提案型協働事業制度の活用の促進 **拡**

- ・市民団体との協働事業として、子ども達の自主性や創造性を育む遊びを提供するプレイパークを実施しています。また、上府中公園においては、指定管理者の自主事業としてもプレイパークを導入し、開催しています。
- ・幼稚園や小学校などの遠足での利用や社会福祉施設などによるシニア世代の健康づくりなど、市からの働きかけを強化し、さまざまな団体等による公園の利活用の促進を図ります。

4-4 市民の安全・安心の向上に寄与する公園の防災機能等の強化を図ります。

都市公園の新規整備や再整備に際して、防災機能の強化、公園施設の老朽化(長寿命化)対策や防犯性の向上を図るなど、市民の安全・安心の向上につながる公園づくりを進めます。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 地域の防災性能向上						
① 都市公園における災害への防備						
ア) 街区公園における防災機能の確保の支援	拡	○				
イ) 都市公園における災害時の対応	継		○			

※上表注 1)基本施策

2)取り組み時期

継:継続事業

短期:概ね当初5年

拡:拡充する事業

中期:概ね5~10年後

新:新規事業

長期:概ね10~20年後

(1) 地域の防災性能向上

① 都市公園における災害への防備

■ア) 街区公園における防災機能の確保の支援 拡

- ・多くの街区公園では、自治会等による防災倉庫等が設置されるなど、身近な防災スペースとしても機能しています。
- ・引き続き、街区公園において、地域住民のニーズと非常時における自治会等の体制に即した災害防備に対応し、防災機能の確保について支援します。

■イ) 都市公園における災害時の対応 継

- ・地域防災計画において、都市公園12箇所は、ヘリコプター臨時離着陸場や応急仮設住宅候補地等に位置づけられ、重要な防災拠点としての機能を担っています。
- ・震災や火災等の災害発生時には迅速な対応が迫られることから、緊急時に支障なく使用できるよう、日常の管理により、適正な状態を維持するよう努めます。

基本方針5

市民・企業・行政がともにみどりを育む取り組みを進めます

5-1 みどり豊かな小田原を育む地域の人材育成を行います。

現在、市内で活動する各種団体と連携し、将来的に持続可能な体制づくりを確立するため、みどりに関わる人材の育成を図ります。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 緑化に関する市民等の興味・関心の育成						
① 緑化に関する普及・啓発						
ア) 花とみどりの講習会の拡充	拡	○	○			
イ) きらめき出前講座の活用	拡		○			
ウ) まちぐるみ花とみどりイベントの実施	新	○	○			
② 市民・企業の緑化活動の支援						
ア) グリーンカーテンの普及・啓発	継	○	○			
イ) 緑化活動等に関する表彰制度の創設	新		○			
③ 緑化関連情報の発信						
ア) 市民・企業との協働による緑化推進制度の普及・啓発	新	○	○			
イ) 市民・企業によるみどりのまちづくり活動紹介	新		○			
(2) みどりの整備・管理に関わる市民力の強化						
① みどりのまちづくりに関する環境教育の推進						
ア) 環境教育事業の拡充	拡	○	○			
② みどりの保全・育成・管理に関わる人材育成						
ア) 森づくりボランティア養成と市民協働森づくり制度確立	拡	○	○			
イ) 農業に参画しやすい環境づくり	継	○	○			

※上表注 1) 基本施策

2) 取り組み時期

継: 継続事業

短期: 概ね当初5年

拡: 拡充する事業

中期: 概ね5~10年後

新: 新規事業

長期: 概ね10~20年後

(1) 緑化に関する市民等の興味・関心の育成

① 緑化に関する普及・啓発

■ア) 花とみどりの講習会の拡充 拡

- ・本市の「みどりの拠点」である小田原フラワーガーデンにおいて、植物学学習の推進のため指定管理者が植物や園芸に関する技術・知識を習得する各種講座を開催しています。
- ・今後は、指定管理者と協議し、初心者向け講座の開催により緑化に興味をもつきっかけとなるものを学ぶ機会を拡充することにより、花やみどりのファンやガーデナーを増やす取り組みを行います。また、講座の質を高めるとともに、花やみどりの知識と技術力の向上につながる仕組みをつくり、みどりのまちづくりへの関心を高めます。

■イ) きらめき出前講座の活用 拡

- ・本市では、市内在住・在勤・在学の方を対象に、行政の取り組みや職員の専門知識を活かしたお話をお届けする「きらめき出前講座」を実施しています。
- ・現在、みどり分野における講座は「みんなの公園」、「身のまわりに花と緑を増やそう」の2

講座を用意しています。公園の利用マナーや遊び方など児童を対象とした基礎的なものから、季節の花やみどりの管理方法などの専門的な知識を習得したい方向けのものまで、そのレベルや対象者に合わせた内容の見直しを図り、出前講座の実施による緑化の普及・啓発に努めます。

■ウ) まちぐるみ花とみどりイベントの実施 新

- ・本市では、うめ、さくら、あじさい、花菖蒲、菊花と、四季の花に応じたイベントが開催されています。これら花の名所での観賞イベントを活用し、緑化の啓発につながる企画を実施します。
- ・また、全国的な都市緑化推進運動（4～6月）または都市緑化月間（10月）などの期間に合せ、小田原フラワーガーデンや辻村植物公園、上府中公園などにおいて、企業協賛、市民ボランティアとの協働により「みどりを知る・学ぶ・創る・育てる・公開する」などをテーマとしたイベントを開催するなど、その仕組みの検討を行います。

②市民・企業の緑化活動の支援

■ア) グリーンカーテンの普及・啓発 継

- ・平成23年度から、家庭でできる身近な省エネ・節電対策の一環として、直射日光を遮り、夏期の冷房使用の低減を目的としたグリーンカーテンに取り組もうとする市民を対象に、ゴーヤの苗を無料配布し、グリーンカーテンの育て方について講習会を開催しています。
- ・引き続き、グリーンカーテンの苗配布を実施し、身近な民有地緑化につなげていきます。

■イ) 緑化活動等に関する表彰制度の創設 新

- ・ガーデニングなどの緑化活動に取り組む意欲をより高めるため、公開性のある庭づくりや市民や企業の緑化活動に対する表彰制度を創設し、緑化活動の普及・啓発に取り組みます。

③緑化関連情報の発信

■ア) 市民・企業との協働による緑化推進制度の普及・啓発 新

- ・みどりのまちづくりに関する市民や企業の主体的な意思が反映できる緑化推進制度として、緑地協定制度、市民緑地制度、地区計画の決定による緑化率条例制度などがあります。
- ・市民や企業に対し、これらの各種制度の普及・啓発を行い、緑化方策の幅を広げ地域の特色や実情に合わせた緑化の推進を支援します。

■イ) 市民・企業によるみどりのまちづくり活動紹介 新

- ・みどりに関する施策や事業、公園や道路、河川等における緑化活動、住宅や事業所の接道部緑化などの市民や企業の緑化活動、みどりのまちづくりの大切さや意義についての普及・啓発に取り組みます。

(2) みどりの整備・管理に関わる市民力の強化

①みどりのまちづくりに関する環境教育の推進

■ア) 環境教育事業の拡充 拡

- ・本市では「地域総ぐるみで子どもを見守り育てよう」、「地域コミュニティ全体が学び舎」などの考え方から、地域で「スクールコミュニティ」の取り組みが行われています。本市は森林や農地、公園、河川、海岸など多様な資源があり、学ぶ環境に恵まれていることから、す

で実施されている環境教育事業（1-2（2）②ウ）に、本市特有の資源を学習素材とした新たなカリキュラムの充実を図り、子どもたちの環境教育事業の推進を図ります。

②みどりの保全・育成・管理に関わる人材育成

■ア）森づくりボランティア養成と市民協働森づくり制度確立 拡

- ・市民と行政が連携し、市は養成講座等の研修会を実施するなど、森づくりボランティアを育成します。修了者に市内の森づくり活動団体を紹介する、または修了者がボランティア団体を構成した場合、ボランティア活動を希望する土地所有者を紹介するなど、ボランティア活動に対して効果的な支援を行うことで、協働による次世代につなぐ森づくり活動の推進を図ります。
- ・市内には、県の里地里山活動認定の団体のほか、樹林地において継続的に森づくり活動を行っている複数の団体があります。これを森づくり活動団体として市が認定し、団体が年間の活動計画の承認を受けることで、市は研修を修了したボランティアを紹介したり、より高度な技術研修を行うなどして支援を実施します。

■イ）農業に参画しやすい環境づくり 継

- ・農業者の高齢化や後継者不在など担い手不足の農家が増加し、遊休化している農地も抱えています。一方では、都市化の進展に伴い土や自然とのふれあいを求める市民がいます。
- ・そこで、農地の有効活用を図るとともに、農作業を通じた栽培技術の習得や健康づくりなど市民の余暇の充実と農業への理解を深め、農業の振興を図るため、農業者や市民団体と連携して、シニア層を中心とする市民が農業に参画しやすい環境づくりの推進を図ります。

5-2 市民や企業等との協働によるみどりのまちづくりを進めます。

みどり豊かなまちづくりに向け、里地里山の保全や公共空間の緑化などの市民ボランティア活動や企業の社会貢献活動（CSR）の拡充を図る働きかけを行い、それらの活動を支援していきます。

基本施策		取り組み主体			取り組み時期		
		市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 市民や企業等との協働によるみどりのまちづくり推進							
①市民や企業等との協働によるみどりのプロジェクト（再掲）	継	○	○	○			
②みどりに係る企業のCSR（企業の社会的責任）活動の場の提供							
ア) みどりの保全・創出に関わる企業のCSR活動の推進	継		○	○			
イ) 「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」の推進	新		○	○			

※上表注 1)基本施策

2)取り組み時期

継:継続事業

短期:概ね当初5年

拡:拡充する事業

中期:概ね5~10年後

新:新規事業

長期:概ね10~20年後

(1) 市民や企業等との協働によるみどりのまちづくり推進

①市民や企業等との協働によるみどりのプロジェクト（再掲） 継

- ・本市では、様々な分野で市民や企業、各種団体との協働事業を展開しています。その中でも、みどりに関する事業は数多く取り組まれています。
- ・引き続き、市民や企業等との協働によるみどりのプロジェクトを通して、緑化活動の推進を図ります。

【市民等との協働によるみどりのプロジェクト】

プロジェクト	自立型	協働型	市民*1	企業*2	再掲
○森林					
・ふるさとの森づくり運動(いこいの森)		○	○		1-2(2)①イ
・県里地里山活動	○		○		1-2(2)①ウ
○農地					
・環境再生プロジェクト	○		○		1-2(2)①ア
・サンパプロジェクト	○		○		1-3(1)②エ
○海岸					
・海岸美化ボランティア活動	○		○		1-1(3)③ア
○河川・水路					
・メダカのお父さんお母さん制度		○	○	○	1-3(1)②イ
・コアジサシの郷づくり事業		○	○	○	1-3(1)②ウ
・酒匂川水系保全事業	○		○	○	1-3(1)②オ
・環境再生プロジェクト(酒匂川植栽事業)			○	○	1-3(2)①ア
・河川のアダプトプログラム	○		○	○	1-3(2)①イ
・小田原用水・荻窪用水等の保全・活用	○		○		1-3(2)③ア
○都市公園					
・市民主体の「公園プロデュース事業」		○	○		4-2(1)①ア
○公共施設等					
・道路や公共施設のみどりの整備・管理		○	○	○	2-1(3)③ア、イ、ウ
・(仮称)みどりの地域づくり提案制度	○		○	○	2-1(2)①ウ
・コミュニティガーデンづくり	○		○	○	2-1(2)②ア、2-2(1)②ア

*1:市民団体とも。NPO法人含む *2:公益法人等含む 赤字は新規事業

②みどりに係る企業のCSR（企業の社会的責任）活動の場の提供

■ア) みどりの保全・創出に関わる企業のCSR活動の推進 **継**

- ・CSR活動は企業の様々な社会貢献活動として関心が高まっており、平成26年度に行った市内企業アンケートによると、実際にCSR活動を実施している企業も多く、CSR活動について機会があれば取り組みたいという回答が多くありました。
- ・商工会との連携やホームページなどを活用し、緑化に関するCSR活動に取り組みたい企業に対して、その手法や場所などについての相談受付や指導を行い、みどりの保全・創出に関わる企業のCSR活動の推進を図ります。

■イ) 「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」の推進 **新**

- ・平成26年度に行った市内企業アンケートによると、スポンサー制の花壇事業への参加可能性については、約半数の企業から参加の可能性があるとの回答をいただいています。
- ・CSR活動の一つとして、中心市街地や小田原駅、鴨宮駅などにおける植栽地に企業のPRプレートを取り付け、花壇の維持・管理を行っていただく、もしくは維持管理を行う市民団体等に対しその費用を支援していただく「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」に取り組みます。

基本方針6

持続可能なみどりのためのマネジメントの促進を図ります

6-1 多様な主体がともに手を結び、小田原のみどりのマネジメントを実施します。

本市にふさわしい質を備えたみどりを持続可能なものとしていくため、今後の急速な人口減少や高齢化、財政規模の縮小を見据え「施設」、「資金」、「ひと」のマネジメントが一層重要になります。そこで、「将来を見通した社会資本ストックの適正化」、「持続可能なみどりのための仕組みづくり」、「みどりを支える担い手の育成」の観点に立った取り組みを進めます。

基本施策	取り組み主体			取り組み時期		
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 都市公園の再整備（リニューアル）の推進						
①都市公園の再整備方針の策定						
ア) 都市公園の再整備方針の策定	新		○			
②持続可能な公園のための仕組みづくり						
ア) 指定管理者による自主事業の活用	新	○	○			
イ) 都市公園の魅力向上のための収益還元のための仕組みづくり	新		○			
ウ) 公園施設等の整備・管理等への民間活力の導入の検討	新	○	○			
エ) 公園施設等の寄付受納制度の検討	新	○	○			
③都市公園のストック適正化						
ア) 都市計画公園の長期未着手区域における見直しの検討	新		○			
イ) 開発行為等による提供公園の配置基準の見直しの検討(再掲)	新		○			
ウ) 「(仮称)身近な公園リニューアル事業」の実施	新	○	○			
(2) 持続可能なみどりのための資金循環						
①ふるさとみどり基金をベースとした資金循環の構築						
ア) ふるさとみどり基金の利活用基準の作成や体制づくり	新		○			
イ) ふるさとみどり基金の拡充と資金循環の構築	拡		○			
ウ) ふるさとみどり基金の「見える化」の推進	新		○			
(3) みどりのマネジメントのための担い手づくりと連携強化						
①地域の緑化団体への支援の拡充	新	○	○			
②公園指定管理者との連携による緑化の担い手づくり	新		○			
③他分野の団体との連携・協力	新	○	○			
(4) みどり施策の進行管理のための取り組み						
①「(仮称)小田原のみどり公園協議会」等の設置検討	新	○	○	○		

※上表注 1)基本施策

2)取り組み時期

継:継続事業

短期:概ね当初5年

拡:拡充する事業

中期:概ね5~10年後

新:新規事業

長期:概ね10~20年後

(1) 都市公園の再整備（リニューアル）の推進

①都市公園の再整備方針の策定

■ア) 都市公園の再整備方針の策定 新

- ・ 少子高齢化や人口減少の進展により、市内に存在している既存の都市公園をどう活用していくのが課題になっていきます。こうした社会情勢の変化に伴う、公園利用ニーズの変化や利用者の多様化を考慮し、新たな公園の管理や運営、再整備のあり方を検討することが必要

となっています。

- ・公園の新たな活用方法、公園の指定管理者制度の活用、民間活力の導入などによる公園利用者サービスの向上など、パークマネジメントの概念も意識した都市公園の再整備方針の策定を行います。

②持続可能な公園のための仕組みづくり

■ア) 指定管理者による自主事業の活用 新

- ・小田原フラワーガーデン、小田原こどもの森公園わんぱくランド・辻村植物公園、上府中公園の指定管理者公募に際し、緑化の普及・啓発や環境学習、子育て支援等、さまざまな視点からの自主事業の提案・展開を評価の対象とし、指定管理者が一体となった事業の展開を図ります。

■イ) 都市公園の魅力向上のための収益還元の仕組みづくり 新

- ・都市公園法に基づく公園施設の設置管理許可制度の活用や、「小田原市都市公園条例」に基づく使用許可、またイベント開催時における緑化啓発活動と併せた募金活動など、都市公園の活用により発生する収益を増加させ、それを公園の整備や維持・管理に還元し、公園の魅力や利用者サービスを向上させることで来園者のさらなる増加へと循環していく仕組みづくりの検討を行います。

■ウ) 公園施設等の整備・管理等への民間活力の導入の検討 新

- ・公園に市民が関与できるような取り組みが少ない状況がある一方で、市民からは取り組んでいない理由として「きっかけが無い」「やり方がわからない」という声が出ています。また、行政が担ってきた公園の施設等の整備・管理は、今後、市民・企業・団体・行政が連携を図り、「新しい公共」による取り組みが求められます。
- ・こうした要請をふまえ、都市公園法に基づく公園の施設の設置管理許可制度の活用や、公園や施設のネーミングライツなど、民間企業が持つノウハウの活用や民間活力導入の検討を行います。

■エ) 公園施設等の寄付受納制度の検討 新

- ・市民の出生や結婚等、企業の設立等の記念イベントの一貫として、愛着のある公園に対して、公園の遊具や公園灯、休養施設など施設の寄付を受け付ける制度の検討を行います。
- ・寄付者の対象は、個人や各種団体、企業等とし、市民や企業が身近な公園に貢献できる制度の設立についての検討を行います。

③都市公園のストック適正化

■ア) 都市計画公園の長期未着手区域における見直しの検討 新

- ・本市の都市計画公園のうち、中央公園（城址公園・城山公園）、河原公園、板橋公園の3箇所は公園として利用されていますが、一部長期にわたり整備に着手できていない区域があります。この区域については、都市計画公園・緑地見直しのガイドライン（平成27年3月神奈川県策定）に基づき、必要性を検証したうえで見直しを行います。
- ・また、今後も必要に応じて、都市計画公園・緑地見直しのガイドラインに基づき見直しを検討します。

■イ) 開発行為等による提供公園の配置基準の見直しの検討 再掲4-1(1)①イ 新

- ・開発行為等における公園の設置について、「都市計画法」および「小田原市開発事業に係る手

- 続及び基準に関する条例」により、原則として3,000㎡以上の住宅の建築の用に供することを目的とした開発行為等に対し公園の配置が義務づけられていることから、公園がすでに整備されている地区において、利用者ニーズに合わない狭小な公園が設置される可能性があります。適切な配置と量を維持するため、同条例施行規則における、公園の設置の特例等に係る基準の見直しの必要性について、その検討を行います。

■ウ)「(仮称)身近な公園リニューアル事業」の実施 再掲4-1(2)②ア) 新

- 本市では、開設から20年を経過した都市公園が全体の3分の2を占め、少子高齢化や人口減少などの影響による周辺環境の変化や利用者層の変化に伴い、開設当時のままの公園と求められるニーズとの間にミスマッチが起きており、市民のニーズなど社会的要請に対応した公園機能の再整備が必要となっています。
- 機能の再整備にあたっては、地域の自治会などと意見交換を行いながら、地域が必要としている公園へのリニューアルの実施について、計画的に取り組めます。

(2) 持続可能なみどりのための資金循環

①ふるさとみどり基金をベースとした資金循環の構築

■ア) ふるさとみどり基金の利活用基準の作成や体制づくり 新

- ふるさとみどり基金は、昭和61年に目標積立額を10億円とし、運用利子を緑化等の事業に充てる目的で設置しました。
- 緑化の推進や支援などを実施するには、まとまった資金が必要となります。本市におけるみどりのマネジメントを確立するうえで、ふるさとみどり基金は貴重な原資であることから、今後20年間で実施する事業の推進に有効に活用します。
- この基金のあり方について検証し、基金を緑化の推進や公園の整備などに利活用するための基準や体制作り等の検討を行い、基金の強化を図ります。

■イ) ふるさとみどり基金の拡充と資金循環の構築 拡

- 今後の継続的な緑化の推進や支援には、ふるさとみどり基金をより有効に活用して取り組む必要があります。
- そこで、ふるさとみどり基金への寄付機会等の拡充による安定的な寄付と、それによる緑化の推進や支援を継続的に行うための資金循環の仕組みづくりに取り組めます。

■ウ) ふるさとみどり基金の「見える化」の推進 新

- イベント開催時における緑化啓発活動と併せた募金など、わかりやすい募金活動を行うとともに、ふるさとみどり基金の透明性の確保やその存在を知ってもらうため、寄付件数や寄付額などの状況、使途が分かる事業紹介やそれに対する効果などの情報を発信し、ふるさとみどり基金制度の「見える化」に取り組めます。

(3) みどりのマネジメントのための担い手づくりと連携強化

①地域の緑化団体への支援の拡充 新

- 公共的な空間に花を植栽し維持・管理活動を行う団体は、市が開催する花苗講習会を受講して登録のうえ、花苗を提供していますが、人材不足により活動の維持が困難になってきているという課題があります。

- ・持続的な緑化活動につながる人材確保を目指し、緑化活動を行う登録済の団体やこれから新規登録する団体の活動を広報でPRするなど、支援を実施します。

②公園指定管理者との連携による緑化の担い手づくり **新**

- ・将来のみどりを確保するうえでは、緑化に関わる人材育成が欠かせません。
- ・本市の「みどりの拠点」である小田原フラワーガーデンにおいて、指定管理者が植物や園芸に関する技術・知識を習得するための各種講座を開催しています。
- ・緑化講習会等の開催など、みどりに関わる人材を育成する取り組みについて、指定管理者がもっている知識や企画力などを活かし、市民が将来の緑化に関わる担い手となるよう、指定管理者との協議により、人材育成への取り組みを促進します。

③他分野の団体との連携・協力 **新**

- ・市内で開催されている緑化や、森林保全、環境保護に関する体験では、みどり・農業・環境など様々な分野の団体が活動を実施しています。
- ・それぞれの団体の情報交換などを通して連携・協力し、みどり分野全体での担い手の育成につながる仕組みづくりに取り組みます。

(4) みどり施策の進行管理のための取り組み

①「(仮称)小田原市みどり公園協議会」等の設置検討 **新**

- ・改訂した緑の基本計画の目標や施策について、達成状況や進捗状況の確認を行い、「PDCAサイクル」により必要な改善に取り組み、適切な進行管理を行うため、学識経験者を含めた「(仮称)小田原市みどり公園協議会」を創設します。この協議会を通して、事業実施上の課題整理やふるさとみどり基金の利用方針などについて協議していきます。
- ・概ね5年ごとの緑被調査や市民アンケート等の実施と併せ、事業評価を行い、計画内容の見直しの検討を行います。



6-3. みどりの重点プロジェクト

(1) 重点施策

本計画の基本理念である、「いのち・暮らし・なりわいを支える持続可能なみどり」が豊かで、潤いのあるまち並みを形成するため、公開性・公共性のあるみどりの創出や、みどりの質の向上に向け、「6-2. 計画の実現に向けた推進施策」のうち、当初5年以内に着手する施策で優先的に取り組む施策を重点施策とします。

また、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区として小田原城周辺を緑化重点地区として定めます。

①緑化の推進

a. 民有地の緑化推進

「(仮称)民有地の緑化の手引き」の作成・普及

民有地緑化支援制度等の創設

市域の多くを占める民有地の緑化を推進するため、「(仮称)民有地の緑化の手引き」を作成し、その普及を図るとともに、道路に面する民有地を自発的に緑化する市民等への支援制度を創設し、民有地緑化の推進を図ります。

・・・[推進施策 2-1 (2) ①ア) イ]

都市廊政策による緑化の推進

平成28年度までのモデル事業として実施している、都市廊政策における商店会との協働による街なか緑化事業を引き続き推進するとともに、モデル事業終了後も他の商店会への波及を図り、本市の玄関口である小田原駅周辺の歩行空間の緑化の推進を図ります。

・・・[推進施策 2-1 (2) ①エ)]

b. 公共施設の緑化推進

「(仮称)街路樹の整備・維持管理ガイドライン」の作成

街路樹の再整備・改善の取り組み

良好なまち並みの形成に影響が大きく、市民が接することの多い市道の街路樹について、鳥害や交通上の障害等の問題が生じていることから、「(仮称)街路樹の整備・維持管理ガイドライン」を作成し、これに基づき街路樹の再整備・改善の推進を図ります。

・・・[推進施策 2-1 (3) ②ア) イ]

②都市公園の整備・管理

a. 均衡ある都市公園の配置

既存ストックや遊休地等を活用した均衡ある公園の配置

開発行為等による提供公園の配置基準の見直しの検討

均衡ある公園の配置の推進を目指し、既存ストックや遊休地、生産緑地地区等を活用し、未充足地区に対する優先的な公園の整備を推進します。また、開発行為等による提供公園の配置基準の見直し検討や長期未着手における都市計画公園の見直し検討などに取り組みます。

・・・[推進施策 4-1 (1) ①ア) イ]

b. 都市公園の再整備

公園空間および公園施設の安全・安心の確保

身近な公園における老朽化した遊具等の更新により、安全性を確保し、安心して利用できる公園づくりの推進を図ります。

・・・[推進施策 4-1 (2) ①イ)]

「(仮称)身近な公園リニューアル事業」の実施**都市公園におけるニーズ調査**

都市公園に対する市民ニーズの把握を行うとともに、市民ニーズ等に即した公園機能や配置の再編の検討を行い、これに基づき計画的な公園のリニューアルに取り組みます。

・・・[推進施策 4-1 (2) ②ア)、4-2 (1) ①イ)]

c. 市民協働の都市公園整備・管理

身近な公園プロデュース事業の普及・啓発

現在実施している身近な公園プロデュース事業について、より効果的な方法を検討し見直しを図ったうえで、身近な都市公園への愛着をもって地域の方々に整備・管理をしていただくように普及・啓発を図ります。

・・・[推進施策 4-2 (1) ①ア)]

都市公園整備時における地域の住民意見の反映

都市公園の再整備、新規整備にあたっては、市民との協働による管理につながるように、計画段階から市民の方々の自主的な参加が図られる仕組みづくりの検討を行います。

・・・[推進施策 4-3 (1) ①ア)]

③みどりのマネジメントの推進

a. 民間活力等の導入検討

都市公園の魅力向上のための収益還元の仕組みづくり**公園施設等の整備・管理等への民間活力の導入の検討**

都市公園の魅力向上のため、都市公園法等に基づく各種制度の活用による民間活力の導入や、都市公園の活用を通じて発生した収益を公園の利用者サービスの向上等に還元する仕組みづくりについて検討します。

・・・[推進施策 6-1 (1) ②イ) ウ)]

b. ふるさとみどり基金の再構築

ふるさとみどり基金の利活用基準の作成や体制づくり**ふるさとみどり基金の拡充と資金循環の構築****ふるさとみどり基金の「見える化」の推進**

ふるさとみどり基金への安定的な寄付と、みどり豊かなまちづくりへの効果的な基金の活用による、持続的な緑化の推進のための資金循環の仕組みづくりに取り組みます。

・・・[推進施策 6-1 (2) ①ア) イ) ウ)]

c. みどりのまちづくりの担い手育成

地域の緑化団体への支援の拡充**公園指定管理者との連携による緑化の担い手づくり**

地域の緑化団体への支援や、緑化に関わる市民の育成に取り組みます。

・・・[推進施策 6-1 (3) ①②)]

d. みどりの推進施策の進行管理

「(仮称) 小田原市みどり公園協議会」等の設置検討

本計画で示したみどりの推進施策について協議会等を創設し、進行管理を着実に実施します。

・・・[推進施策 6-1 (4) ①]

(2) 緑化重点地区

○緑化重点地区とは

- ・緑地の状況等を勘案し、必要に応じて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（都市緑地法第4条第2項第7号）です。
- ・地区設定を行うことによる土地利用の制限などはありません。

○緑化重点地区の設定

- ・地区の名称
「小田原城城下町地区」
- ・面積
約420ha

○緑化重点地区の区域設定の考え方

- ・本市のシンボルである小田原城や交通の拠点となる小田原駅が存在し、来街者や観光客の玄関口として重要な地区であること。
- ・市街地における貴重なみどりを有する城址公園・城山公園が存在していること。
- ・本町や南町、板橋には、社寺の巨樹・古木や別邸・別荘などの歴史的文化的な建造物が存在しており、それらと一体となった邸園が生み出す魅力あふれる景観が存在していること。
- ・緑被率10%未満の地区（栄町・本町・浜町・中町）が集中しており、緑化重点地区とすることにより、優先的にみどりの創出を図ることで、まちづくりへの波及効果が大きいこと。
- ・歴史的風致維持向上計画や景観計画（景観重点区域）、史跡小田原城八幡山古郭・総構保存管理計画、中心市街地活性化基本計画、都市廊政策基本方針などの各種計画や施策、風致地区や地区計画などの設定がされており、相乗効果が期待できること。

○緑化重点地区における主な施策

①緑化の推進

a. 民有地の緑化推進

「(仮称) 民有地の緑化の手引き」の作成・普及

民有地緑化支援制度等の創設

市域の多くを占める民有地の緑化を推進するため、「(仮称) 民有地の緑化の手引き」を作成し、その普及を図るとともに、道路に面する民有地を自発的に緑化する市民等への支援制度を創設し、民有地緑化の推進を図ります。

・・・[推進施策 2-1 (2) ①ア) イ)]

都市廊政策による緑化の推進

平成28年度までのモデル事業として実施している、都市廊政策における商店会との協

働による街なか緑化事業を引き続き推進するとともに、モデル事業終了後も他の商店会への波及を図り、本市の玄関口である小田原駅周辺の歩行空間の緑化の推進を図ります。

・・・[推進施策 2-1 (2) ①エ)]

コミュニティガーデンづくりの支援

空き地対策の一環として、土地の利用が決まるまでの間、土地所有者による土地の提供（一時的な借地）、市によるプランターや花苗、ベンチなどの提供、商店街などによる維持管理により、交流や憩いの場となるコミュニティガーデンづくりの支援を行います。

・・・[推進施策 2-1 (2) ②ア)、2-2 (1) ②ア)]

b. 公共施設の緑化推進

「(仮称) 街路樹の整備・維持管理ガイドライン」の作成

街路樹の再整備・改善の取り組み

良好なまち並みの形成に影響が大きく、市民が接することの多い市道の街路樹について、鳥害や交通上の障害等の問題が生じていることから、「(仮称)街路樹の整備・維持管理ガイドライン」を作成し、これに基づき街路樹の再整備・改善の推進を図ります。

・・・[推進施策 2-1 (3) ②ア) イ)]

「(仮称) まちはなみどりスポンサー花壇事業」の推進

小田原駅の駅前広場の花壇利用し、企業などにCSR活動の一つとして、植栽地に企業のPRプレートを取り付け、花壇の維持・管理を行っていただく、もしくは維持管理を行う市民団体等に対しその費用を支援していただき、魅力ある花壇づくりにより観光客などの来街者をもてなす空間づくりを推進します。

・・・[推進施策 5-2 (1) ②イ)]

②みどりの保全

a. 歴史的文化的なみどりの保全

城址公園の整備の推進

城址公園における適切な植栽管理の推進

都市公園区域における史跡の保全管理・活用

城郭環境保全域、景観保全域におけるみどりの景観と地形の保全

みどり豊かな歴史的まち並みの保全・形成

市民との協働によるみどりの管理手法の検討

天然記念物の適切な保護

保存樹・保存樹林の適切な保護

地域のシンボルとしての指定保存樹・保存樹林の市民への啓発

小田原用水、荻窪用水等の保全・活用

歴史的文化的な建造物や小田原城周辺の史跡や遺構、地域のランドマークとして存在する巨樹や社寺林、樹叢など、小田原を形成するうえで欠かすことのできない歴史的文化的な資源をこれからも継続的に活用していくため、適切な保全を図ります。

・・・[推進施策 1-3 (2) ③ア)、2-2 (2) ①ア) イ)、3-1 (1) (2)]

③都市公園の整備・管理等

a. 都市公園の再整備

都市公園区域における史跡の保全管理・活用

都市公園「城山公園」において、遺構保存を前提とし、地形や歴史的景観、眺望等を都市公園区域として保全しつつ、史跡の価値や保護の意義を伝える場として、慰霊塔周辺を中心とした魅力を高める再整備を行います。

・・・[推進施策 3-1 (1) ①ア]

都市公園におけるニーズ調査

都市公園に対する市民ニーズの把握を行うとともに、市民ニーズ等に即した公園機能や配置の再編の検討を行い、これに基づき計画的な公園のリニューアルに取り組みます。

・・・[推進施策 4-2 (1) ①イ]

b. 都市公園における協働

身近な公園プロデュース事業の普及・啓発

現在実施している身近な公園プロデュース事業について、より効果的な方法を検討し見直しを図ったうえで、身近な都市公園への愛着をもって地域の方々に整備・管理をしていただくように普及・啓発を図ります。

・・・[推進施策 4-2 (1) ①ア]

緑化重点地区の主な事業・取り組み



市街地のシンボルとなる小田原城



歴史的文化的な建造物と一体のみどり
(松永記念館)

緑化重点地区
名称「小田原城城下町地区」
面積：約420ha

凡例

	歴史的風致維持向上計画重点区域・緑化重点地区		都市計画公園区域
	風致地区		地区計画区域
	景観重点区域		計画の実現に向けた施策の推進 想定エリア (駅・商店街などを中心とした緑化推進)
	中心市街地		計画の実現に向けた施策の推進 想定エリア (歴史的文化的なみどりの保全)
	都市廊政策区域		街路樹の再整備・改善
	小田原用水		
	国登録有形文化財		
	保存樹・保存樹林		
	都市公園		

■城山公園
 ・史跡を中心とする遺構保全域の活用
 ・景観保全域における良好な景観の保全
 ・市民ニーズを踏まえた公園施設の改修
 ・慰霊塔周辺の再整備による憩いの空間づくり

■本町、南町、板橋地区
 ・歴史的文化的な建造物と一体となった、いわゆる邸園や周辺のみどりの保全

■中央公園・板橋公園・河原公園
 ・都市計画公園・緑地の見直しのガイドラインに基づく都市計画公園の見直し

■都市公園
 ・身近な公園プロデュース事業の普及・啓発による展開(重点施策)

■住宅地や工場の敷地際
 ・民有地緑化支援制度の創設と普及・啓発による道路側の緑化推進(重点施策)

■小田原用水
 ・歴史的文化的な水路としての保全と活用

■小田原駅前広場
 ・駅前広場の花壇などを利用した(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業の推進

■都市廊政策エリア
 ・空き地を利用したコミュニティガーデンづくりによるみどりとオープンスペースの確保、回遊性の向上による交流人口の拡大

■市街地に残る社寺林等の巨樹・古木
 ・公開性のある保存樹等に対する支援の拡充

■幸田口通り(市道 0014)
 ・(仮称)街路樹の整備・維持管理ガイドラインに基づいた街路樹の再整備・改善(重点施策)

■小田原駅周辺商店会・商店街
 ・都市廊政策を中心としたエリアにおける街なか緑化事業の推進(重点施策)

■城址公園
 ・「史跡と緑の共生」を目指した歴史的景観の復元的整備や、適切な植栽管理による小田原城跡の魅力向上



※緑化重点地区は、都市機能の誘導や居住誘導などの他計画に合わせ、緑化の効果が見込まれる地区の追加等について検討していきます。

(平成26年4月1日 現在)

6-4. みどりの重点施策に対する数値目標

基本方針に基づく各種施策の内、重点的に取り組む施策の進行管理を実施するための成果目標を設定します。

①民有地緑化によるみどりの創出に関する数値目標

身近なみどりを量・質ともに向上させるための「(仮称)民有地の緑化の手引き」を策定し、支援策により住宅等の沿道部が緑化された件数や、都市廊政策における街なか緑化事業について、数値目標として設定します。

目標	現況 平成26年度 (2014年)	中間年次 平成37年度 (2025年)	目標年次 平成47年度 (2035年)
支援策により住宅等の沿道部が緑化された件数	0 件	50 件	150 件
街なか緑化事業が実施された延長	0.2 km	1.8 km	3.0 km

②街路樹の再整備によるみどりの質の向上に関する数値目標

本市が管理する延長約15kmの街路樹には、落葉や鳥の集団ねぐら対策のため、毎年剪定が必要な路線が約4kmあります。こうした状況をふまえ、「(仮称)街路樹の整備・維持管理ガイドライン」を策定し、沿道住民等との調整のうえ、街路樹としての機能の維持や景観の向上、維持管理の負担減が見込める樹種へ計画的に更新を行う延長を数値目標として設定します。

目標	現況 平成26年度 (2014年)	中間年次 平成37年度 (2025年)	目標年次 平成47年度 (2035年)
街路樹を再整備した延長	0.0 km	2.0 km	4.0 km

③身近な公園で活動する団体に関する数値目標

本市の身近な公園(平成26年4月1日現在 134箇所)を対象として、地域が望む姿に市と協働でプロデュースしていただき、自主的な管理も含めて公園を育てていただくことで、愛着をもって利用できる身近な公園の充足感向上を目指し「身近な公園プロデュース団体の活動公園数」を数値目標として設定します。

目標	現況 平成26年度 (2014年)	中間年次 平成37年度 (2025年)	目標年次 平成47年度 (2035年)
身近な公園プロデュース団体の活動公園数	13 公園 (1 割)	50 公園 (約 4 割)	80 公園 (約 6 割)

*下段()内は、身近な公園の数に対するプロデュース団体の活動公園数の割合

④ふるさとみどり基金に関する数値目標

人口減少や財政規模の縮小を見据え、みどりを持続可能なものにしていくために、施設・資金・ひとをマネジメントの資源として捉え、その仕組みづくりに取り組む必要があります。

その中でも、ふるさとみどり基金の制度の見直しや基金をベースとした資金循環の仕組みづくりはみどりの保全・創出・育成のなかで大きな役割を担います。

そこで基金の認知度の向上もふまえ、基金の内、市民や企業、団体等からの寄付金総額を数値目標として設定します。

目標	現在までの寄付金額 平成26年度 (2014年)	中間年次 平成37年度 (2025年)	目標年次 平成 47 年度 (2035 年)
ふるさとみどり基金の市民等からの寄付金総額	1.59 億円	1.81 億円	2.12 億円